

自治研究 かながわ

1983

1

No.54 —特集 行政改革と県民生活—



神奈川県地方自治研究センター

5つの研究会が発足 会員の積極的な参加を

自治研センターでは昨年末12月24日に理事・研究講師団による合同研究会を開催しました。これをうけて、研究会には会員から積極的に参加をしてもらうこととし、学者・研究者と労働者・市民の共同研究についてこうと考えているところです。研究会の名称・内容及び責任者は次のとおりですが、希望するどの研究会にでも参加でき、2つ以上に参加していただいても結構です。研究会の開催日程などは別途お知らせいたしますので、積極的なご参加をお願いいたします。連絡は事務局まで。

「地域経済政策研究会」

主査=清水嘉治 関東学院大学教授

この研究会は全体会議的な位置づけをし、問題提起を隔月をメドにうけることとします。地域経済政策をどうつくりあげるか、その手法の開発などをテーマとします。

「高齢化社会研究会」

主査=新田俊三 東洋大学教授

21世紀にむけて世界に類を見ないスピードで高

齢化社会に入ろうとしており、これに対応する政策を地域でどうつくりあげるかがテーマです。中長期的な政策づくりを進めます。

「地方財政研究会」

主査=鳴海正泰 関東学院大学教授

国・地方を通じての財政危機は行革の名で住民生活を直撃します。国・地方の税財政構造の分析と自治体の財政的自立の方策をさぐるのがテーマです。地方交付税・公営企業を手はじめに進めます。

「地域政治構造研究会」(仮称)

主査=横山桂次 中央大学教授

自治体における政党政治の衰弱と無党派層の増大、政治が生活から離れている現状を直視しながら、地域政治の復活をめざした政策研究がテーマです。過去のデータ整理から地域政治地図づくりをめざして進めます。

「婦人問題研究会」

主査=久場嬉子 東京学芸大学助教授

2年前から始められたこの研究会は、女性の自立のための提言などを進めてきました。これをさらに発展させます。男性の積極的な参加を得て研究を充実させます。

もくじ ◆◆ CONTENTS



| | |
|-------------------------|----|
| 公開シンポジウム「行政改革と県民生活」 | 3 |
| 基調報告 行政改革の本質と地域の自立 | |
| 東洋大学教授 新田俊三 | 5 |
| 問題提起 1. 労働者の生活と行政改革 | |
| 神奈川県評事務局長 布川 昇 | 11 |
| 問題提起 2. 消費者運動と労働運動の連帯を | |
| 県消費者の会代表幹事 端山慶子 | 15 |
| 討論 | 19 |
| 臨調「基本答申」による県民と県内自治体への影響 | |
| 自治研センター事務局 | 23 |
| 県内都市別の人事勧院勧告凍結・臨調「基本答申」 | |
| による影響額調べ | |
| 自治研センター事務局 | 32 |
| 編集後記 | 43 |

1982年11月24日

公開シンポジウム

「行政改革と県民生活」

- 深刻な地域とくらしへの影響 -

於 県住宅供給公社ホール

開会のことば

自治労県本部副委員長
長谷川 文 隆

それではただいまより、自治労神奈川県本部、そして神奈川県地方自治研究センターの共催で公開シンポジウム「行政改革と県民生活」を開きます。御承知のように第2次臨時行政調査会が答申を出して以降、各界において、大変な議論が展開されております。私ども自治労神奈川においても、国民のための行政改革という問題について、地域で、職場でいろいろ議論をしてまいりました。

本日は私どもの組合の仲間、そして諸団体の皆様の御参加をいただきながら、この集会を成功裏におさめてまいりたいと思います。特に私どもの運動はどちらかというならば、井の中のカワズ的な要素が、今まであったわけありますけれども、この集会を契機に諸団体の皆様、あるいはいろいろな立場で御活躍をいただいている皆様から、御意見、御忠告をいただきながら、今後の運動に生かしてまいりたいと思います。集会の趣旨を十二分に御理解いただきながら、私どものこれから運動に、ぜひ皆様の御支援と御協力をお願い申し上げたいと思います。

大変限られた時間でございますけれども、この集会を契機に皆様とともにこの厳しい諸情勢を乗り切るために、共闘組織をつくりながら問題の

解決に向けてまいりたいと思います。

主催者あいさつ

自治労県本部委員長
大園房雄

7月3日に私ども自治労神奈川県本部と神奈川県地方自治研究センターの共催により、「地方自治を考える1日臨調」を開催いたしました。100名ほどの皆さんにお集まりいただきまして、いろいろ議論をしました。そしてこの間、私ども労働組合、とりわけ公務員労働者にとりましては、まさに厳しいの一語に尽きる今日の情勢でござります。

そういう状況を受けまして、何としても労働組合だけの問題でなくして、多くの県民、市民とともに今日の情勢を聞い抜かなければならないという認識を強く持っているわけであります。本日、第2回になりますが、多くの皆さん方に呼びかけをいたしまして、特に「いのちとくらしを守る県民共闘委員会」の、180団体の皆さんにも呼びかけをいたし、御参加をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

さて、私は主催者の立場で、一言だけごあいさつを申し上げたいと思います。第2次臨時行政調査会の基本答申が7月30日に出されました。

この基本答申は大企業、資産家を優遇する不公平税制の抜本的改革には手を触れておらず、勤労



国民の生活に密接な関係を持つ社会保障、教育、農業などの政策分野については徹底的な縮減合理化を行いながら、行政を資本に市場開放することによって、行政の民間委託を通じて、大企業を初めとする民間資本の利益を大きく優先させようとしているわけであります。

その反面、私ども労働者、勤労国民には自立自助という名のもとに犠牲と負担の増大を強いるものとなっております。特に内外の軍縮と平和を求める運動の高揚に対決するかのごとく、防衛費、科学費、エネルギー費、そして経済協力などについては聖域化しております、積極的に軍拡の方向を打ち出しているわけであります。日本の軍備大國化への道を開くものでございます。平和憲法体制への大変な挑戦と受けとめて、私たちは対決をしなければならないと考えるわけであります。

政府はいま基本答申を受けて、9月24日に行政大綱を閣議決定いたしました。その中で当面的具体的な問題として、国鉄再建監理委員会法案や、年金制度改革法案の準備に入っております。特に人勧、仲裁裁判の凍結を含めて、11月26日から開かれようとしております臨時国会でこのことを強行しようとしているわけであります。財界主導の行政改革、そして軍拡のための行政改革と対決するために、私たちは80年代を展望した政治と行政の革新を求める「国民の立場に立った行革」のための政策を、国民に明らかにしなければならないと考えるわけであります。

そのため私ども自治労といたしましては今日の政治状況を考えて、多くの国民に支持される多数派の形成をしなければなりません。そのため地域に対する運動として、地域生活圈闘争を本年の運動方針で決定したわけでございます。

また今次の行政改革に対し、私たちの研究センターを通じまして、その県民に対する直接的な影響や被害を調査してまいりました。その結果、今日の第1次答申から第3次答申を含めて計算いたしますと、県民1人当たり3万5,300円の影響を受けますし、1世帯当たり10万7,400円という影響があることが試算で明らかになりました。このことはまさに放置することのできない重大な局面に達したと思います。

私たち公務員労働者という立場で、その責任と任務から、真に国民の求める行政改革に対し、総力を挙げて闘いをいたしたいと考えます。

本日は時間も限られていますけれども、これから3人の御提言をもとにして、皆さんの考えもぜひ積極的に出していただき、このシンポジウムを中心に今後一層多くの県民・市民に対して、私どもは一層闘いの前進のために懸命にがんばることを申し上げ、本日の開会に当たりまして代表してごあいさつを申し上げる次第でございます。

司 会

自治研センター事務局次長
上 林 得 郎

私、こういう司会は初めてなものですから、なかなか上手にできないだろうと思いますが、皆さんの御協力で、自由で活発なシンポジウムになりますように、最初にお願いを申し上げておきたいと思います。

本日は県評の布川事務局長、それから県消費者の会の端山代表幹事、お2人お見えいただいておりますが、先ほど司会者の方から御紹介ありましたように、東洋大学の新田先生がちょっと遅れており、後ほどお見えいただけると思いますので、始めたいと思います。

問題提起をいただく前に、ごく簡単に私どもが提起いたしました資料についての御説明をさせていただきたいと思います。（資料説明）

お手元にきょうの式次第が配られておると思いますが、これに従いまして、これから進めたいと思います。

基調報告

行政改革の本質と地域の自立

東洋大学教授 新田俊三

(県地方自治研究センター代表理事)

司会の方から基調的な話ということでおざいましたので、前半と後半、話を二つに分けまして、一つは行政改革、いわゆる行革という問題がわれわれの生活に与える一番基本的な問題点はどこにあるのかということを中心にお話をしたいと思います。

いま私のところに差し入れていただいたメモによりますと、自民党総裁選で中曾根さんが圧勝したということでございます。河本さん意外に振わず、どうやら行革は本物になりそうだということが、いまの時点ではっきりしたわけです。これからよいよ中曾根時代がきて、行革の先頭に立って推進していく。保守本流の政策として行革が位置づけられたということであり、これに対決するのは実は容易ではないとも言えるわけです。しかし、受け手に立って「だめだ、だめだ」といったり、影響が深刻だ」とばかり言っていたのでは抜け道がない。そこで後半の話は、われわれがこの問題を地域でどのように受けとめて、どういう形で行動すべきかということについて、若干問題提起をしてみたいと思います。

1. 臨調路線の意図するもの

第1点から入りますが、いまの行革という問題は、極端に申しますと、現在の資本主義という体制でとられる政策の中で保守政権が政策を展開するときに、一番共通性のある政策として、アメリカ、イギリス、そしてシュミットが退いた後の西ドイツ、などで例外なく行われている。こうした行財政改革の特質が改めて認識されなくてはいけない。行革の特色を世界的な広がりで見ると、どの資本主義国家にとっても、それ以外にはちょ

っと打つ手がなくなってきたとだんだん思えてきているわけです。それ以外に打つ手がないとは、まず大きな政府であるということを強く否定する、つまり経費がかかる政府であることは一切やめるということです。

具体的に言いますと、これまで先進諸国は福祉に比較的お金をおいてきました。特に1960年代以降、先進諸国のGDPに占める公共支出の比重は次第に高まって、今日ではスウェーデン、イギリスを始めとして、ほとんどの国が50%を突破し、60%台に近寄っているわけです。その中で特に注目することは、日本の場合は必ずしも国際的レベルから言えば大きな政府にはなっていない。GDPに占める公共支出のウェートも30%台と先進国に比べると極端にまだ低い。

そういう国際的な中での特色はともかく、これまで先進諸国と言えば福祉国家であり、福祉国家とは言葉はよくございませんが、いろいろな社会的な弱者、高齢者とか、失業者とか、あるいはハンディキャップ層であるとかの階層に対して、補助金を出し、社会的扶養の対象にしていく。そういうような考えです。あるいは公共的な見地からたとえば、児童の給食費用は政府が負担すべきである。そういうことをむしろ誇りとし、そういう政策を行う国ほど社会福祉が発達し、本当の意味での先進国という考え方で、60年代以来それなりに福祉政策に力を注いできたわけです。

日本においても一般的の傾向としては、予算の中に占める社会福祉関係の伸び率はマイナスになることはなかったわけであり、経済成長が高くなると、それに応じて福祉も充実してきた。いわば、高度成長ということを背景とした既成の福祉に関する考えも確立してきたわけです。

ところが70年代に入り様相は一変いたします。言うまでもなく、オイルショックを境にして、世

界の経済が低成長時代に陥り、成長が鈍化するということが、今日では財政問題を一番苦しくする理由です。日本の経済で財政が赤字になることの最大の理由は、成長率が鈍化することで、私どもは、かつてこういう体質を批判しておりました。成長率が高まると財源が豊かになり、成長が鈍化するとたちまち貧乏するという財政構造のあり方では困ると、何度も指摘してまいりました。

地方交付税の源泉となっている国税3税は、成長が高まるとふえ、成長が鈍化すると減ってきます。つまり地方財政も成長の高さ低さに一喜一憂していたわけです。これでは不況になって、将来成長の展望がないとなりますと、いつまでたっても地方財政にとっては抜け道がないという構造に置かれるわけで、現にいまはそうなんです。こういう体質を改めなければいけないと幾ら提言してもそれが実現される可能性がないという意味でのいら立たしさを感じ続けてきたわけであります。

話を戻しますと、いまイギリスもアメリカも西ドイツも、そして日本も、いよいよ低成長時代が本格化してきた。経済企画庁の最近の試算ですと、いまから10年ないし15年後の経済成長率は実質で3%台を割ってしまいそうだと。かつて経済成長と言えば、実質10%といつても不思議でなかったわけで、それがいよいよ3%台も危なくなり、しかも2~3年の問題でなくて、21世紀にかけての成長の展望だという。

財源問題というのは低い成長に合わせて考えたのではなく、地方自治体も与えられた成長率の大きな枠組みからきているわけです。従来から、地方財政を改善するには、地方交付税の引き上げをもとめ、基準財政額の再評価を適切に行う。これは伝統的な発想だし、またそれ自体間違っているとは思いませんが、現在の地方財政の問題はその程度の対策ではとても片づく問題ではございません。仮に自治省のいう5%引き上げをしましても、32%が37%になる。しかし、地方交付税を対象とする地域のニーズは、交付税率を40%台の半ばまで引き上げても満たすことができない。要するに地方交付税に依存して、地方自治体が財政計画を行うという構造自体がすでに高度成長的な枠組みの中にある、ということから問題を立て直さなけ



(基調講演をする新田俊三教授)

ればならないと思うのです。

行財政改革は、低成長時代の日本において、税収の拡大を図ることができないということを大前提にする。その大前提の中にまた二つの枠組みがある。一つは増税は絶対にできない。特に企業に対する増税は絶対に許されない。これは財界の強い要望で、そういう枠組みが出ています。もう一つは国債発行によって赤字を補てんすることが、技術的にも不可能になる。こういう二つの条件があり、行き着くところ、行財政改革は支出を削減する以外にないという形に純粋に政策パターンが煮詰まっていく。

さてそなりますと「支出の中によけいな金はどこか」「さしあたり赤字を出す部門は」ときたら、国鉄が真っ先に目につく。国鉄の赤字問題を解決するというのは、他のすべての不採算部門を整理する橋頭堡であり引き金である。ここがうまく突破できれば、次いで電電公社、専売公社という形で公社の統一化を進め、具体的には民営化に向けていく。イギリス並みの安価な政府にしていく。

イギリスのサッチャー政権も、やっていることは同じようなことで、81年からの中期財政政策では徹底的に福祉予算を削り、子供の学校給食費まで取り上げてしまいました。かつては福祉のイギリスと言われたのが、福祉を削ることをサッチャーは政治生命にしているかのごとく政策を展開しているわけです。憎まれ役を買えるのは私だけだとまで言うわけで、大変個性の強い首相であります。

削減に次ぐ削減という政策はそれ自体として、何らの事態の根本的解決にはならないのです。経济学者として、この事態に対してコメントを加え

れば、事態は1930年代の恐慌時に匹敵するほど深刻である。要するに出口が見つからず、ただ現在の事態に対しては支出を削減することだけで対応していくほかはない。

家計にたとえますと、収入が閉ざされ入ってくるものはないとなると、支出を削るほかはない。子供の小遣いは取り上げてもあたりまえ、ともかく出すものは出さない。そこが過ぎますと、われわれが終戦後体験した、その辺にあるものを売って生活する。こういう形にいまの資本主義の状況は追い込まれているわけで、ぐあいが悪い事態なんです。

アメリカも事態は深刻であり、レーガノミックスと言われるレーガン政権の政策もサッチャー政権と全く同じで、小さな政府、お金は出さない、金利は上げられるだけ上げ、抑え込む。プライムレート・大企業に貸し付ける金利が20%前後まで上がったり下がったりするんですから、これは異常な事態としか言いようがない。あらゆる経費を削減し、金利を引き締め、そうして徹底的に小さな政府に。しかし、たった一つ例外があるとすれば、全世界共通に言えることは防衛費の突出であります。こればっかりは手がつけられない。

そういう中で日本の行革を見ますと、いま世界の各国がとっている政策の破綻はじきに鮮明になるということであり、鈴木内閣の行革路線は、日本によっても破綻であるということが御理解願えたと思うのです。

昭和54年に大平さんが付加価値税を掲げ（一般売上高税－商品税）選挙に臨み、自民党は手痛い敗北を喫し、この増税計画が暗礁に乗り上げました。翌年大平さんが亡くなられ鈴木さんが、56年の予算で2%法人税引き上げをもって財源対策とする。この法人税2%引き上げとは、むしろ制限税率を中心として、中小企業へ負担をしわ寄せしようとした政策です。これによってはじき出された1兆9,000億円の税の増加に対しても、財界は鋭い批判を与え、それ以後、増税なき財政再建が行革の基調となって定着いたしました。その意味では、私どもは現在の行革は財界主導型の行革だと言えると思います。

こういう政策に展望があるかといえば、すでに

レーガンやサッチャー政権に示されているとおり、この事態が推移しますと、明らかに行革デフレという現象を引き起こします。行財政改革で経費を削減している間に、民間企業の活力に経済再建の役割りを担ってもらおうというのが、現在のイギリス、アメリカ、日本、そして西ドイツでも出てくる政策の基本骨格です。イギリスではいろいろな形で国有化が進んでおりましたが、日本の現在の公社論と同じように、どんどん民間に払い下げている。そして民間の活力に期待する。レーガンも同じようなことを言っているわけです。

しかし、スタグフレーション以降、これに対する期待はもう持てず、活発に投資が回復するとは考えられない。支出を減らして景気を抑制し、民間企業が期待にこたえて活動しないとなりますと、現在の世界諸国の政策は裏目に出で、非常に深刻な不況になっていくという可能性が強くなってきた。

わが国も、このまま推移しますと、行革デフレという形で成長率が3%台か2%台に、下手をしますとゼロ成長に近い形に落ち込んでいく可能性すら出てきたわけです。当然この問題は雇用問題を直撃いたします。しかも、雇用問題を直撃するということに加えて、日本は諸外国にはない一つの大きな条件が存在するということです。それは、高齢化問題と呼ばれる重大な社会問題であります。

わが国のこれから財政支出がいろいろな形でふえていく。その中で最も具体的で、かつ、わかりやすいのは、わが国は2001年の時点にかけて、人口構造が急激に高齢化し、そのことによって、たとえば公的年金制度が破綻しかねないという危機に瀕しているということです。

私どもの計画を見ますと、いまから大体20年後に予想される高齢化と、それに対する年金の国民の負担の比率は、国民経済生産ベースで20%程度になるだろう。つまり、国民所得の20%は年金に持っていくかなくては、高齢者が扶養できない。そういう計算が一方ではっきりしていながら、他方で家計支出の構造を分析し、家計がどれだけそれに耐えられるかを分析した結果、せいぜいどんなに頑張っても、その時点では16%が精一杯です。

つまりこのことは、今日の状態のまま日本経済

が21世紀を迎えますと、次第に人口構造の高齢化で大きな政府にならざるを得ないようになってくる。それが財政問題を圧迫するだろう。それに対して適切な手が打てるか。対策が立てられているかというと、驚くべきことに何の具体的対策も今日では存在しない。

現在、われわれが当面している問題は、行革という名の政府の政府合理化政策だが、それは彼らの立場からする21世紀論である。つまり、財界の立場からは、このまま日本の社会における高齢化が進み、年金問題その他財政問題が深刻になってきたときに、これが企業の負担で全部賄われるのではなく、特に社会的費用がふえるほど企業に負担がかかってくる構造になるのを、いまのうちから整備しようというのが日本型行革、財政主導型行革のねらいです。したがって、増税なき財政再建とは、むだな金を省けということだけでなく、彼らにとっての表現を使えば、適切な受益者負担（保険料その他の引き上げ）などでカバーしていくということが行革論の延長上当然出てくるわけであり、もう現在では重要な柱をなしていると言ってもよろしいわけです。

臨調答申で言われて、57年度予算案の中で早速実行されたと言われる政策を分類した論文を、東大の篠原教授が発表されています。それによりますと、医療費、老人保険医療などが真っ先に手をつけられ、一部有料化とか、医療費の引き上げとか、負担の問題が早速出てきている。さらに、財政的な予防政策として、景気に対して大切なふるえ、ということを、大きな政府から小さな政府へというスローガンのもとに具体化し、着実に実行しつつあるわけです。

私の申し上げたいのは、われわれ自身がこの問題をどう解決するかという政策を持たなくてはならない。これは労働組合でも、一般の市民の方々でも、財界でも、たとえば高齢化によって生ずる財政負担の問題をどう解決するかというのが、共通に与えられた課題です。彼らは、それを労働者や市民の負担において解決するという。われわれはそうではない解決の道をたどらなくてはいけない。それはいかにして可能なのか、これが第2の私の問題提起にかかるわけです。

2. 地域自立と分権化をめざして

第二臨調の答申を一次答申以来見てくると、この答申の中で労働者や市民にいろんな形で負担をかける以外の方法が出てきてないということです。

私は結論から申しますと、地域を中心とした社会構造を分権化して、分権化した社会構造のもとで市民がみずからその問題の解決に参加するというシステムをとらない限り解決できない問題だと思います。ところが、臨調の答申書では、地方分権に関する提言ということが公式的には一つも出てこない。これでは、われわれが言う意味での真的国民の立場に立つ行革にはならないのです。

この国民的立場に立つとはどういうことかと言えば、国民全体にとって共通の課題、くどいようですが、例として高齢化問題のような、これから確実に起こり、現に確実に進行しつつある共通の課題に対して、どういう連帯の論理でこれを解決することができるかという方策の模索を意味するわけです。

正直に申しまして、高齢化問題の中では老人問題と婦人問題は、そのまま対立いたします。21世紀は、次第に婦人が自立していく時期である。高齢化は同時に出生率が減ることですから、当然育児期間が短くなり、婦人の社会的活動の時間がふえていく。労働者も自由時間はふえていく。さらに高学歴化が進んでくる。こういう中で、婦人は自立した運動を開始するわけです。端山さんが取り組んでおられる消費者運動もいよいよ本格化していくであろう。

ただ、消費者運動も、運動の芽が、いわゆる商品テストというような運動を出発点としながら、次第に物のつくり方そのもの社会環境、生活環境の問題に次第に入っていっての傾向があります。労働運動なんかでも一つの社会的な問題として結びついているメントにもなると思うんです。

いずれにしても、21世紀にかけて、婦人が自立していくと家庭において高齢者を養うことはでき

がたいという条件が同時に出てくるかもしれない。こういった問題を解くのは、集権型の政治では絶対に解けない。それを解くかぎとしてわれわれは、分権化社会における政治システムを提案しているわけです。

たとえば、行革で非常に厳しい形で医療問題がとりあげられ、補助金も打ち切られる。そのときに一番直撃を受けるのは、自治体の財政なんです。自治体における医療費負担の問題は、恐らくこれから深刻になる一方である。こういった問題に対して、新しい高齢化社会における政策の展開は、地域を中心とした政策体系でないと、とても取り組むことができないだろう。いろいろな問題が一遍に出てくる。それを中央で解いて、地域におろすという形では、問題は解けない。問題の出方は地域で全然違うわけであり、それぞれの特徴に応じて取り組むほかないということです。交通問題にしてもしかりです。

しかばどういう形でそれが地域でやり得るのかということについて、幾つか問題を提起したいと思います。

まず、地方交付税について交付税率を引き上げる要求とか、基準財政需要額に関する再検討、それから、自主財源の強化のため法定外普通税を活用したり、事業税について標準外形課税をとかいう提言は、すでに何人の先生が言われて、それ自体大変有効なことだと思います。何も均一的な税制だけでなく目的的的性格の税制をもっと活用したらしいとかいう財政上の提言は、既存の税制の枠の中では幾つかはそれなりに意味を持っていると思います。

しかし、最近の地方財政の赤字は、54年の4兆円は別として、大体2兆円から3兆円の間で推移しており、それを埋める形がわれわれは気になっているわけです。半分は地方債で賄いあとは交付税特別会計の借入で補てんしている。大体この2つが半々ぐらいで処理してきています。しかし、このようなパターンでは、地域の財政的自立、それに基づく地域独自の、たとえば高齢化問題に対する取り組み方などが、不可能だと思うんです。

つまり、行財政改革は中央から地方へおりてくる形でどんどんしわ寄せがくるだろう。これはこ

れ自身として受けとめている限り、出口はない。われわれとしては反対するのだが、具体的にどういう手続で反対するのか、については決めてがない。これに対してマクロ的な、国民経済的なレベルで要請されている行財政改革、あるいは財政合理化に対して、われわれが本当にこれに対決するすれば、地域において自立した財政金融の構造をつくっていくはかないということに帰着するわけです。

地方債発行の年度経過別の内容を分析していくと、特に一般事業債の中で福祉関係等々が占める比率は次第に落ちていって。非常に大事な土地取得だと、いわば社会的な意味のある事業に関する地方債のウェートは次第に下がっています。しかも、起債充当率をめぐる操作は、中央が地方をコントロールする非常に重要な手段なんです。これはあたかも日銀の公定歩合で市中銀行がコントロールされるメカニズムと大変よく似ているわけです。そういう構造自身をいま壊さなければなりません。そういう提言を、われわれはやるわけです。

地方債の発行が地方財政を非常に圧迫しているというのは周知の事実ですが、地域がこれから予想されるいろいろな問題については、国に依存するわけにはいかなくなってしまった。国にやらせる、国からお金を持ってくるという発想ではやっていけなくなってきた。地域は地域で独自の解決をはからなければならないだろう。高齢化社会に対しては、それぞれの地域で、都市地域政策という新しいパターンで取り組むほかは展望がなくなってくる日が、必ず10年以内にやってくると思います。

一例をあげますと、高齢者を地域で扶養することに対して、年金というシステムだけを考えていたのでは絶対にやっていけなくなる。これは、適切な雇用者所得を保証するシステムを地域でつくらなければいけない。その試みは、すでにいろいろなされております。その先駆的形態として、東京都がまず手がけて地方に広まった高齢者事業団的発想もあります。しかし、すでに老後の趣味とかアルバイトを世話するという段階の問題ではなくになっているわけです。年齢に応じた適切な職業を与え、雇用者所得を保証するという政策が必要

になっています。これは地域以外にやるところはありません。

同時に公共投資に関しても、中央直結型の道路、新幹線、こういう公共投資は、経済政策に対して何ら有効でないことが実証されております。特に今度の上越新幹線というのはひどい。東北3,000億、上越1,000億ぐらいの赤字が当分続いて、黒字になるのは15年か20年先でしょう。こういう事業はやっても失業は減らないし、赤字が残るだけ、物価は上がるだけで、ろくなことはないんです。しかも、ここで生じた赤字は、国鉄の労働組合のせいにされているのだが、これは全然関係はないですね。

国鉄が持っている公共的性格を前提にしての収支バランスを埋めなくちゃいけない。政治的な義務で国鉄に課せられた赤字を除いて計算しますと、本当に経営の能力不足からくる赤字というのは、年間3,000億円か4,000億円ぐらい、高く見積ましても5,000億円ぐらいです。この程度は、ヨーロッパではどこの国鉄も出しているので、年々政府が償却して片づけている。そういう方法をとればいいのに、たまりたまって動きがとれなくなるという、日本人の無計画性が、国鉄問題で一遍にふき出したような感じです。

いずれにしても、中央直結型の公共投資は、鉄道、高速道路とも日本の経済や日本人の生活構造を改善することについてプラスにならない。それどころか、現状ではマイナスのことの方が多いということを反省した場合に、われわれはこれから都市地域において、市民のニーズに応じた社会資本を充実していく、このことが、これから経済政策では唯一の方法なんです。

それについては、図書館を、劇場を、文化施設をつくればよろしい。これらに対するお金をどこから出してくるか、これこそがきょう問題として出した、地域自治体の財政的自立、独立という問題です。

私は、これには西ドイツ方式を提唱したいのです。まず手続としては、日本の郵便貯金制度を国立貯蓄銀行に改組すること。そして、この貯蓄銀行の形態のもとに自治体銀行を創設するということです。この自治体銀行を創設することで地方財

政が、いわば自治体銀行との間で一種の公費バランス勘定をつくっていく。これが現に西ドイツで行われている方法です。決して日本でやってできないことではありません。

先ほどのお話をあわせて申しますと、日本の地方財政は、ほかからお金を持ってくるか、債券、国債を発行して借入するという発想しかなく、それではだめなんです。財政だけに頼るからいけない。地域の独自の金融システムをつくり上げなければいけない。

いまフランスの社会党が一生懸命やっているのがそれです。たとえば神奈川県民の皆さんのが一生懸命貯蓄されている。貯蓄といっても強制的貯蓄で、老後はどうなるか、子供が学校へ行けないというので貯蓄されている。その貯蓄が、資金運用部資金として中央に吸い寄せられ、財政投融資による有力企業の設備投資に回っているわけです。それはやめて、地域のお金は地域で守るように自治体銀行が吸収し、これを地方自治体に貸し出すという方法をとればいいのです。

西ドイツは、地方財政の70%ぐらいは自治体銀行から借りております。貸した方の市民は一定の利子を受け取ることができます。社会的に遊休資金として遊ばせておくのはもったいないので、自治体はその資金を使う。一定の方針を与えられ、社会的に有効に使われる。投資したものは回収される。

ただし、ここが大事なところです。そのシステムをつくり上げるためには、政策の形成に市民がみずから参加しなければならないということです。そういう行為のもとで独自のマネーフロー・システム、自立した財政金融システムをつくり上げていけというのが、いまわれわれが行っている具体的提言です。しばらくするとこれ以外にはやりようがなくなってくるのではないかと思うんです。

私がこの趣旨の論文を書いたところ、早速大蔵省のお役人は、新聞で痛烈な反論を下さいました。「とんでもない。郵便貯金を取り上げられてたまるか」ということです。しかし、「せめて2割は地方によこせ」と主張したい。

地域にいる労働者と市民が運動のエネルギー源になって、いま言ったような問題を地域の政治に

積極的に参加するという運動を下から盛り上げていく以外に、現状打破の方法はないのではないかと思います。

その意味で、いつも私が挙げる例ですが、フランスの社会党はまず中央で貸す前に、地方自治体で確実に利子補給を続けていた。そのことが中央の政権をとる基盤になったということをもう一度われわれは思い出す必要があると思います。地方分権法で地域が独立し、その独立した地域が連合したものをおもい出す新しい国家と定義したわけです。

こういう発想がいまから求められ、そういう方向に行く。一つの結論ですが、新しい概念としての地域の自立を、自治体が分権を進める方向で提案することが、いまの行財政改革の攻撃に対する最大かつ具体的な回答だと思うのです。

こういう運動は、完成されたものはありませんが、文字どおり地域から運動を起こしていくなければ効果がない。さらに、私は自治体連合という発想は不可欠だと思う。それは、政府の地域行政圏という行革を実施するために上からおろして

きた「政策」と違って、住民は新しい地域という概念をつくり上げる。その地域という概念は複合的概念でよろしい。

たとえば、藤沢なら藤沢という一つの文化センターがあり、そこに鎌倉からも茅ヶ崎からも行く。これは一つの完全な新しい文化地域圏を構成しているわけです。そういう問題が幾つかある。医療なら医療について、これがあってもよい。そういう問題を下からつくり上げていくような形で自治体は連合し、そして、市民のニーズに応じた政策の展開を地域で具体的に行っていく。

このように、自立性の確立が行革問題に対するわれわれの具体的な回答ではないでしょうか。これについては、労働組合も市民も、一つの地域の運動として、それぞれの立場から参加し、発言することができる。これは抽象論ではなく、われわれがいま現に手がけることができる唯一の具体的な入り口である、こう考えまして、私の問題提起にかえたいと思います。

問題提起 1.

労働者の生活と行政改革

神奈川県評事務局長 布 川 升

きょう自民党の新しい総裁を決める予備選挙が開票になるようで、巷間ではいろいろのうわさが飛んでおります。第2臨時行政調査会が7月に出しました基本答申の内容は、その内容を詳細に分析すればするほど方向がはっきりしてくる。つまり、いままで彼らが政策的に出してきた幾つかの問題点、たとえば軍備の拡大問題とか、靖国神社の公式参拝とか、また教科書問題とか、裁判官の任命の制度とか、地方自治体に対する介入の問題とか、こういった一連の問題を通して、臨調の基本答申は明らかに日本の新しい国家目標を設定して、その方向に今後の政治、経済、あるいは外交その他を含めた問題を引っ張っていく。こういう方向ができています。

臨時行政調査会を構成している委員の中で本当

に勤労者、労働者の側を代表するという方は、自治労中央本部の丸山委員長が出席している程度であり、ほとんど政府、財界の代表を中心にして基本答申が行われる。したがって、臨調の基本答申というのは、これから政府、自民党や日本の財界が、日本の進路として選択をしたいという願望を持った答申と受け取っていいのではないか。

言いかえると、日本の国民全体を代表する勤労大衆の意見というものをほとんどこの基本答申に盛ることができなかった。われわれの生活と関連して、またこれから日本の行き方に関しての意見は、この基本答申の中に入れられることがなくて、新しい国家目標が設定されようとしているわけです。

私は労働組合の役員ですけれども、これは単に



労働者の立場から 県評布川昇事務局長

労働者の問題だけではなくて、日本の国民にとって重大な問題を含んでいます。

労働運動も、戦後の基本的な平和憲法体制の大転換の時期として、今までの運動の全体の総括。今までの運動をよく見直してみて、この新しい状況の中でどう対応していくらいいのかということを真剣に考えなければならないし、またその方向をみずからがつくり出す。私たち自身がその方向を決めていかなければいけないというふうに思います。

この答申の内容を実施するために、鈴木内閣の最後の閣議におきまして、基本答申の実施大綱を決定いたしました。この基本答申実施大綱の最も大きな問題点の一つに、国鉄問題がございます。国鉄の問題については、臨時国会に新たに国鉄再建監理委員会法案を提出して、5年以内に国鉄の分割を行う、そして内閣の中にも国鉄閣僚会議を設置して、この推進に当たっていこう、こういう方向が出されています。また、われわれの仲間であります、電電公社・専売公社についてもそれぞれ民営化、分割化を通して、新たな大きな転換が図られようとしております。

さらに、年金問題もこの時期に検討が開始されました。いわゆる年金の一元化構想というもので、いま年金の制度は六つの制度に分かれていますが、基礎年金制度を中心にして、年金の制度を徐々に一元化していく、という方式で出てまいりました。たとえば公務員共済関係を中心とした公務員年金、あるいは勤労者全体のかかわりあいのある厚生年金制度についても、一元化することによって給付を60%程度に引き下げていこう、こういうことを目標にした改革が進められようとしておりま

す。

医療の問題についても、過般の老人医療制度を含む一連の医療の改革問題が出てまいりました。さらに、国家の行政組織の整備、再編といった問題が具体的に着手されてくる。こういうことになってまいります。

きょうは当面しております公務員、官公労関係の皆さんのがんの凍結を含みます人事院勧告の凍結についてのお話がございます。この問題の経済的な影響については、資料に出てますから、お読みいただければ、おわかりになるのではないか。

私よりはむしろ皆さんの方が詳しいかもしれません。

私は、この経済的な影響がどれぐらいの規模でどれくらいの人に影響を与えるのかという問題と一緒に、この問題は経済の運営問題と関連して、いま非常に状況が悪くなってきておる日本の失業問題に大きく波及してくることを心配しています。

神奈川県の求人倍率はことしの9月現在で0.71という状況になりました。これはかつての第1次オイルショック、つまり昭和49年から50年にかけて起きた世界的な経済混乱の時期の求人倍率が0.66倍でしたから、これよりややよいと言われていますが、実態は月を追うごとに倍率が低下しております。つまり経済の動きがうまく回ってこないと、そのまま失業の問題になって出てくるということです。

この求人倍率をはかる場合、1ヶ月の間に最週末の1週間に1時間働けば、これは失業の倍率換算、失業率の換算には入ってきません。したがって、この求人倍率等を見てきますと、経済状況の影響は、賃金が上がらないことも労働者にとって決定的な問題でありますが、同時にその波及として大きく失業の問題になってあらわれてくると考えなければなりません。

これは日本の問題だけではなくて、すでにヨーロッパ・アメリカの状態が失業率10.4%を超えて、さらに深まろうとしています。10%といいますと、10人に1人は失業者ですから、こういう欧米の影響と日本の経済運営の問題は、無関係ではない。当面しております人勧凍結などを含む一連の経済運営は、大きな失業問題になって、あの第1

次オイルショックと同じような状況がもう一度現出されてくるのではないかと思います。

特に、大きく依存しておりました輸出経済体系の中で、自動車輸出がアメリカの規制により一昨年の秋以降168万台に規制されて、頭打ちになっている。したがって、年を追うごとに事実上の輸出力の低下になってきています。鉄鋼の場合は70%の操業で経営が維持できると自慢してましたけれども、この70%の操業を切り60%台の操業ということになりました。新日鉄が二つある高炉の一つを操業停止しましたから、事実上50%の操業率となっていました。

また、普通の電力の供給率は終戦以来毎年伸びてきているんですが、今年に入り下がってまいりました。そして80%を切るという状況がこの秋に出てくるということになりました。電機関連の輸出状況も先端技術産業の問題を中心にして、アメリカ、ヨーロッパとの問題で頭を打たれ始めました。三菱、日立の機密漏洩事件等が示すように、国際的な訴訟問題に発展するということを通して、先端の技術関係の部分が、いわゆる貿易摩擦を中心にして国際的に頭を打たれてくる傾向が出ております。

したがって、私どもは、輸出中心の経済政策は必ず行き詰まる、したがって、経済政策の転換が必要である、そのため、国内における消費動向、いわゆる国内市場を中心とした経済転換を図るという考え方を従来から主張してまいりました。

輸出の動向もだめ、国内的には臨調の答申や人勧の凍結を通して国内市場も冷え込んでくるということになります。当然そのしわ寄せとして庶民全体に不景気の影響が出てくるわけです。ここは私どもが状況としてよく認識しておく必要があると思います。

また特に労働組合の立場から言いますと、人事院の勧告とは歴史的に新憲法体制下において、公務員労働者のスト権を剥奪するかわりに、第三者いわゆる人事院から公務員労働者の賃金の引き上げ額について勧告をする制度になっているわけです。人事院の勧告を凍結すると、当然労使関係は歴史的に大きな変化が出てまいりますし、公務員労働者にとっては基本的な問題が出てくるわけ

あります。

労働組合運動にとっては死活にかかる問題であって、かつてのスト権ストをやりましたように、ストライキ権と賃金の引き上げというのは、歴史的な因果関係があります。政府が打ち出している政策は、まさに強圧的な、力によって労働者を抑えていこうという考え方がはっきり出てきたと思います。

同時に、これらの問題は必ず民間賃金に影響を及ぼすことには間違ありません。つまり、一連の経済政策の問題と絡み労働者の賃金を抑制することによって財政再建を図ろうという考え方ですから、ことし公務員の人事院勧告が凍結されると来年の民間労働者に対しては、公務員労働者にもこれだけの処置をとったんだから、同じように共通の痛みを分け合うべきだ、という形で来春の賃上げはストップしてくる。こういうことは間違いないわけであります。

特に人勧凍結の一般論として、巷間言われている理由、「民間の労働者がかつて第1次・第2次オイルショックのときに、みずから賃上げをがまんしたじゃないか、普通の民間の企業であつたら、赤字のところは賃金は出せませんよ。国家が赤字なのに公務員の給与だけが上がるというのはおかしいじゃないか。」こういう一般論。私どもはこれを俗論と考えますけれども、こういう考え方で市民の皆さん方は支配されやすい状況になります。国の財政が苦しいとき、賃金を1年、2年がまんするのはしようがないという国民感情的なものがあるような気がいたします。

しかし、国の財政が赤字だということ、民間の企業が企業活動をやって、企業採算が赤字になるということは本質的に問題が違います。たとえば国家財政がいま赤字になっているという最大の理由は、第1次・第2次オイルショックを通じ莫大な公債を発行いたしました。これは国の経済状況を立て直すために公共投資を中心に公債をつき込み、これによって経済危機を乗り切ってきたのですから、赤字公債の発行によって、実際に潤ったのは民間の諸企業であります。特に大きな企業はこれによって利益を受けている。にもかかわらず、国家財政が赤字になったんだから、公務員の給与

を抑制しろというのは、まさに理屈が合わないと思います。

また、賃金論から言いますと、民間の労働者が、営利を中心として企業活動を行う経営のサイドと団体交渉を行って賃金を決める、力で決まると言われる賃金論と、公務員の賃金が一緒であっていいのかという点については議論のあるところです。つまり、国や地方の財政が豊かになれば、その分だけ公務員の賃金はどんどん引き上げていいのかといえば、それは民間のようなわけにはいきません。景気がいいからといって公務員の賃金を簡単に引き上げるというわけにはいかない。

公共的な仕事に関する者の賃金問題の解決の方法は、好・不況に關係なくいわゆる民間の競争の原理や市場原理とは別の範疇で決めなければならぬ、という考え方があるわけです。賃金の決め方についても単に団体交渉だけで決定するのではなくて、社会的な状況の中で決定しなければならない、といった問題を含んでまいります。したがって、人勧凍結の問題については、まだまだ議論をし尽くさなければならない課題がたくさんあり、一気に戦後の歴史的な体系を抑制、凍結してしまうという方式については、問題が残っていることは間違ひありません。

この問題が発生した直後に、公務員共闘や公労協が、国際的な世界の人々の常識に照らしてどうなのかということで、ILOに提起いたしました。ILOは、明らかに日本の政府の態度は間違いである、ストライキ権を剥奪してその代償として与えられた人事院の勧告を凍結するのは、国際的な世論から見ても間違いであるということを明確に答申してきました。この臨時国会では公務員の人事院勧告の凍結、あるいは公労協関係、国鉄・電電・専売とか賃金の仲裁裁定の議決案件も、ILOの勧告をめぐって、相当大きな議論になることは間違ひありません。

つまり、もし日本の政府がILOの勧告を全く無視して、全面的な勧告凍結や仲裁裁定を延期するという形になってまいりますと、国際的な問題に響いてくる。すでに日本の政府・財界のとっている態度はソシアルダンピングの指摘を強く受けている。つまり労働者の賃金を低く抑えて、悪い

労働条件で労働者を働かせて、国際的な輸出を伸ばしている。それがいま世界中の労働界から強く指摘されているわけです。

当然、日本の輸出問題について強い関心を持っているアメリカやヨーロッパの労働者や政府がこの凍結を認めるわけがなく、強い国際的な反響になって出てくる。つまり場合によりますと、保護貿易主義の台頭という形で、日本の政府が国際的な苦境に立たされてくるという場面が想定される。その点を私どもはにらんでおく必要があるでしょう。そういう意味で、この問題については国内労使関係だけの問題でなくて、国際的な労働慣行の問題として、大きな問題となることを、私どもは考えておかなければなりません。これらの問題を国内にどう対応するのかについて、十分な検討を加えておく必要があるだろうと思います。

政府財界の意図は、人事院勧告の問題あるいは行政改革の処置を講じて、基本答申の実践の障害になるものを除きたい。その障害とは何かといいますと、労働組合運動、なかんずく今まで日本の平和を守ることに、あるいは日本の民主主義を守ることに非常に力になってきました官公労働運動を抑圧することによって、臨調基本路線の貫徹をする。そうした中から国家目標を設定していくういうのがはっきり見えてきているわけあります。

また、この人勧凍結に対する政府の見通しは、国民は暗黙のうちにこれを支持するのではないかという見通しを彼らは持っております。それはなぜかというと、いま勤労国民の大多数は課税最低限の引き上げがこの5年間一切行われておらず、賃金の引き上げ幅が30%に対し税金の値上がり幅が3倍、4倍も上がって、重税感に苦しんでいる。官公労働者の賃金抑圧で浮いてくるお金でみずから税金が少しでも緩和されれば、その方がよい、という考え方があると彼らは見通しているんじゃないかなと思います。

これに対して、日本の中で勤労大衆が生きていくために、どうしたらしいのか。人間生存のための手続きみたいなものが問われ始めてきている。いわゆる軍備費を国民のための生活費に回せという端的な要求があらわれ始めてきているという気が

いたします。日本もそうですけれども、世界の政治、経済の動向が大きなうねりを始めてきて、人間が生きていくための政治や経済を求めて、世界が動き始めてきていると私どもは考えていいんじゃないかと思うわけです。

そうした意味で私どもは、地方には国の権限を分権化していく考え方と、それぞれの地域における自治の考え方、同時にすべての人々の連帯という、分権、自治、連帯の基本的な方向で私どもも考えなければならぬと思います。経済問題に対しては平和問題を通して国民的な合意が得られ始めており、軍備費に金をかけるのではなくて、国民生活の向上に金をかけていく。そういう方向への転換を目指す必要があります。

いまこの局面で必要なことは官民の労働者が亀裂を深めるのではなくて、置かれている中での連帯の強化をしていくこと。また政府がこんなひどい圧政を強いてもなお立ち上がるのではないかと見られている国民の皆さん、全体で手をつないで、国民各層の連帯を強めていく必要があるだろうと思います。

私どもはそのために、11月28日には県民の皆さんと労働者が一体になった2万人集会を通して、行動をつくっていこうと思います。政府がゴリ押しするということになれば、労働者がみずから生活を守るために最後の手段としてのストライキ体制をも、この年末には準備しなければならないだろうと思っています。

問題提起2.

消費者運動と労働運動の連帯を

県消費者の会連絡会代表幹事 端 山 慶 子

日ごろ私たちは主婦グループと話し合うことが多くて、男性の多い中で話をすることが初めてなもので、2.3日前から落ちつかなかつたんですけれども、いろいろ考えた結果、消費者運動って何をやっているのかという話を聞いていただこうと思っております。

ちょっと前にテレビコマーシャルで、ラーメンのコマーシャルでしたでしょうか、「私、つくる人、僕、食べる人」というのがありましたね。あれは実は女人たちによって一蹴されたんですね。なぜ一蹴されたかというと、女がつくる人で男が食べる人という性別役割り分担はけしからぬという批判の前に、あのテレビコマーシャルはやめになったということなんです。テレビコマーシャルだけでなく、いまの時代を見ると、役割り分担という形で分業していった結果、すべての関係が切れてしまって、つながっていない。つまり力になってこないという現状があるのでないかという気がいたします。

まず第1に労働組合運動と、消費者運動とがどうなっているかというと、ふだん余り関係がない。

労働組合の方では、消費者団体、消費者運動をどう言っているのか私にはわかりかねますけれども、私たち消費者団体が労働組合のことを余り理解していないということに尽きると思うんです。

私自身は労働組合運動と消費者運動は一体であり、ウラハラの関係であると思っております。労働組合が賃金闘争などを賃金の枠を広げて生活を楽にしたいということでやるわけですから、私たちは物価上昇反対運動というのをいたします。現象として違って見えますが、実は同じ問題なのだと私は思っているわけです。

そうお話をすると、だれでもそうだと言うんですが、実際問題としては一緒にいろんなことができる状況かというとそうではない。私も労働組合に関して理解が乏しいことは同じことなんです。私たちが労働組合に好感を持ってないという例で消費者団体間でよく話題になるのは、春の賃上げ闘争でストライキが報道されますね。工場なんかのストライキにはまず無関心。だけども交通ストップというと自分が不便ですから不満ぶるぶう、というのが消費者運動仲間で一般的に言われているこ

となんですね。

それではふだん消費者団体と労働組合とが接点がないのかというと、私の団体で関係しているのでは「合成洗剤追放神奈川連絡会」があり、それには全水道や自治労の方がいらっしゃる。「いのくら」にもこのごろかかわっておりまます。そういう中で労働組合の方々と一緒に要求を出して、交渉しているんですけれども、うちの仲間はそういう会合に来たがらないんです。労働組合って嫌だというんですよね。私はよく笑ってね、向こうもオパン的で嫌だって、こっちのことを言っているかもしれないよと言うんですけど(笑)。役割分担とか、その違いというのは労働組合と消費者団体という関係ばかりではないんですね。もっと身近な例をとれば、家庭内における役割り分担というのがあるように思います。父ちゃんは月給を渡して決して家計の中身について聞かない。聞かないという理由はいろいろあるんだろうと思います。食べ物なんかに関しても、こういうものが食べたいとか、こういうものをつくってくれと言わないし、批判もないというわけですね。

私は常日ごろ、消費者団体で食べ物の安全性の問題というのを課題でやっておりますが男の方といふのは、おふくろの味というのが好きですね。おふくろの味って、豆腐だとか、それからヒジキの煮つけとか。女の人が何を食べているかといふと、ハムサンドか何かを食べているわけです。そう、男と女は食べ物の好みが違うようですが、食べ物の安全という面から考えると、焼き魚に大根おろしに御飯という方が、亜硝酸塩とか添加物がいっぱい入ったハムサンドイッチを食べるよりはずっと体にいいわけなんです。昔から、食い物のことを言う男なんてという批判があり、男子厨房に入らずということも言いますね。一般的な見解で男の人も黙って食べているんですけれども、本当はもっと言っていただきたいと私は常日ごろ思っています。その逆で、女人も亭主が会社でどう働いているのか、どんなことをやっているのかについて、口出しはしないということになっておりますね。

どうも男のことに対する女が口出ししないし、男も女のことに対する口出ししないということで成り立っています。



生活者の立場から 端山慶子さん

るいまでの社会、それが消費者運動と労働組合運動とを別のものにしているというような傾向があるんだろうと思います。

さて、私の所属する団体は神奈川県消費者の会連絡会といいまして、私は平塚に住んでおり、平塚市消費者の会の会長を兼ねています。横浜は横浜市消費者の会、川崎は川崎市消費者の会といったような、県内の19の団体の連絡組織を持っており全部で3,000人くらいです(略して県消連といふ)。地域活動は地域ごとに企画してやっておりますが、県レベルで問題にすること、1団体ではできないようなこと、それから消費者運動を進める上の情報交換といったことが役割りで県消連という組織をつくっているわけです。ところが、消費者運動の一番の問題はお金がないことです。私たち平塚の消費者の会では年会費1,000円を払ってその中で運営している。それに県消連に幾ばくかを上納して参加しているわけでお金がない。事務所もないし、電話も自宅の電話で、決して代表幹事だからってどうということはないわけです。ただ、交通費も出せないようではダメなので、きょう皆様のお手元におみやげとして配られたふきんを販売し、その販売利益が経費となって出ていくというのが現状なんです。

ふきんを売ることは、決してお金目当てだけではなくて、そのふきんを使うことによって食器洗いの場合、合成洗剤を使わないで済むということが目的となっております。そのふきんは市販でないものなんですけれども、そのふきんを使うことによって、合成洗剤を使わない。合成洗剤を使わないということで、環境を守り、私たちの健康を守るという消費者運動を貫いていくという

ことになっているわけです。私は代表幹事をやっておりますが、実は大部分そのふきんをセールスする仕事なんです。

それが現状で、消費者運動の課題というのは、たくさんあるわけです。消費者問題とは暮らしの問題ということで、「たくあんからロケットまで」と言った人もいます。消費者問題はかなり幅広く消費者問題でない問題はないといってもいいくらいに問題があるということです。その中で、私たちがしている運動をお話して、私たちの考えていることを聞いていただこうと思います。

皆さん、男の人は余りレモンはお食べにならないでしょうね。でもウィスキーでオン・ザ・ロックにレモンは浮かべますか。そのレモンについて、深く考えたことがないだろうと思います。私たちの仲間はレモンはレモンティーという形で飲みますけれども、決して市販の喫茶店でレモンティーは飲まないというのが信条となっています。

昭和34年くらいにレモンの自由化が決まり、農業団体の反対があったんですけども、レモンが大量に日本にやってくるようになりました。このごろですと年間10万トンくらいが輸入されております。国産レモンは、そのときを境として姿を消したわけです。そのレモンの大部分がアメリカのカリフォルニアからやってきます。サンキストといいうのはアメリカの農場の名前ですけれども、サンキスト＝レモンと思われるくらい有名になっております。

実はこのレモンがはるばるアメリカから運ばれるという条件の中に、防カビ剤という問題があります。船旅で1月もかかりますので生鮮食品であるレモンが腐るのは当然です。その腐りを防ぎ、経済的な損失を防ぐという目的で、防カビ剤が3種類塗られております。

これはD.P., O.P.P., T.B.Z.という名で、それぞれが青カビ、白カビ、緑カビ、それとしん腐れ病にいいということで、3種類の防カビ剤が塗られて日本にやってくるわけです。防カビ剤がどんなに体によくないか、東京都衛研とか、あちこちで発表していますものの中にもO.P.P.が発がん物質であるという試験結果が出ております。

レモンを輪切りにして、皮ごとレモンティーに

入れるか、ウィスキーに入れるかということですけれども、レモンティーの中に入れると、紅茶と相まってさらに発がんを促進する危険を生むというわけです。ならば、皮をむいて食べたらどうだといいますが、皮をむいても中に薬がしみ込んでいるし、第一、皮をむいたレモンティーはおいしくないということなんですね。

結局レモンは輸入だという前提をつくっておいて、防カビ剤は厚生省が食品添加物として認めていくという。この背景は何かというと、工業優先社会、つまり輸出で自動車、機械類を出す。その帰り船で農産物を積んでくるという日本の経済の仕組みの上に成り立っていることですね。

厚生省に要望書を持っていって防カビ剤を禁止してほしいというんですけれども、大部分の国民が食べている、文句を言うのはあなた方一部ではないかと言われるわけです。

そういうわけで、レモンが危ない。ですから、それは食べたくない。食べないだけではいけないので、日本で作らなければならぬという発想の上に、片浦農協と手を結んで、レモンの増植、それと店頭販売を続けて5年になるわけです。

最初は農協も、「あなた方に言わされたからって、つくるわけにはいかない」と拒否しておりました。農政指導に従って農業をやっていると、失敗しても補助金が出るか貸付金が出る。あなた方の言うレモンをやって失敗したら、あなた方はお金を出すとか補償をしてくれるのかというんです。とんでもない。そんなことはできるわけない。私だって、自分が食べるのがやっとですよというやりとりがあって、5年間たちました。

いま農協は何といっているかというと、輸入攻勢でグレープフルーツが入り、オレンジが入る。そういう中で温州ミカンが大暴落を続け、ミカンをつくっていたのでは食べられなくなってきたという現状があるわけです。転作が進められ、転作をしても将来は明るそうもない。そういう中で「あなた方は強引ですうすうしくて押しかけ女房だったけれども、押しかけ女房のよさが最近はわかったよ」なんて組合長に言われながらやっているのがレモン運動です。

この運動も県消連の一つの運動になっているわ

けです。結局国産レモンをつくることを通じて、食べ物の安全性が第一であり、食料は自給しなければならない、つまり日本人が食べる食べ物の大部分を海外に頼っている現状ではたしていいのかということです。

経済優先、どっちが高いか安いかとは、もう少し詳しく言えば、だれがもうかるかということにつながっているわけです。農産物が輸入されている、レモンばかりでなく、最近はお茶もおそばも、お豆腐のもとの大豆も、ほとんど海外からきているわけです。レタスも冷凍設備の整った船で輸入されてくるということです。ですから、そば屋でそばを食べたら日本製のものは水とネギだけ、というのが普通の話になっている。鶏の産む卵も実はえさという形で、ほとんど輸入に頼っている。安全性を無視した食べ物の状況、つまりもうかりさえすればいいという現状がいままあるのです。

ところが一方で、死亡の原因のトップががんだとと言われており、がんになる原因の70~80%は化学物質だと言われております。この化学物質は食べ物の添加物ばかりでなく、肥料とか洗剤とかも一切含めて、がんの原因だと言われております。

そういう中で安全な食べ物を食べるということが私たちの主眼になっています。

もう一つ食べ物の例としてお豆腐の話をしたいと思います。昔はお豆腐というのは、家内工業でしたから、朝早くつくって、売って、その日はおしまいというのがお豆腐屋さんだったんですが、いまは豆腐とは似ても似つかないものが豆腐として売られているということをわかつていただきたいと思うんです。

いまは工場生産で、1日に5万丁ぐらいできる工場は珍しくないです。そのつくり方は、家内工業的な豆腐のつくり方が工場に移ったというだけの単純なものではないんです。つまり輸入の大豆を使いお豆腐をつくるんですが、油メーカーなど有名企業が一端油をしぶり、油をしぶった残りの大豆かすー大豆かすという印象が悪いので植物性たん白といいますーを使ってお豆腐がつくられているわけです。ですから、昔の豆腐とは違うし、しかもにがりじゃなくて、化学的な薬品を

使っている。大豆は熱を加えて沸騰させますと、吹きこぼれるんです。そうすると工業的にはうまくいかないので、吹き上がったときに薬をまいて泡を沈めるのです。消泡剤という名前でシリコン樹脂が使われているんですが、これも発がん物質であるという研究データがあるんです。

こうしてつくられた豆腐が市場を制覇しているし、5万丁もつくれば、商圏は関東一円になっているわけです。本当の昔ながらの栄養のあるおいしい豆腐というのが、ちょっとこのごろ見られなくなってしまった。どうですか、そろそろ湯豆腐の季節ですが、このごろの豆腐はまずい、昔のはおいしかったとおっしゃる方があったら、実はこう中身が違っているのだとわかっていていただければいいと思うんです。

つまり安い豆腐をつくるということは、中身はにせものをつくることなんです。スーパー価格で1丁35円、40円で売る豆腐はこうしてつくった豆腐だし、昔ながらにしてつくった豆腐は70~80円から100円以上するということなんです。栄養価とか安全から考えれば、昔ながらの豆腐の方がずっといいと思うんですが、賃金が安く生活が圧迫されている中で、主婦は1丁当たりの単価が安い豆腐を買うということで、ますますにせものが横行して本物の豆腐を圧倒し、本物がなくなりつつあるという現状です。

結局私たちの運動は、生活をする段階で、だまさされたくないということが消費者運動の主眼になっています。私たちが人間らしい生活をしたい、子供を産んだ母親として、安全でない食べ物を食べさせられないし、これらを世の中に野放しにしておいてはいけないのだということが、消費者運動の主眼になっていると考えていいと思うんです。

きょう労働組合の方々がたくさんいる中で話をさせてもらいましたが、私はかねてから、消費者運動の主張を労働組合の方々、その中で働く婦人の方にわかつてもらいたいと思っておりました。働く方々は毎日毎日が忙しいので、スーパーへ帰りに寄り、家に帰って食事の支度をするという生活があるので、考えている暇がないとおっしゃる方が多いのですが、そこでもう少し私たちの主張がわかつていただければいいという気がするんで

す。

先ほどレモンの話をしましたが、11万トンのレモンを文句を言わずに消費者が食べているという厚生省の答えて、私たちは何の反論もできないわけです。危ないレモンは私たちは食べませんということは買わないということです。そういう具体的な主張があれば、それで世の中が変わっていく。私たちが勉強し知ったことを通じて、こういう主張を聞いてくださって、働く婦人の方々が買わないという行動をしてくだされば、私たちの運動は前進するし、皆さんの健康にとっても大変いいと私は考えているのです。無関心さを、まず改めることを通じて、労働組合運動と消費者運動が一体にならなければならぬと考えているわけです。

そういう意味では、どういうふうに連帯するかという問題については、必ずしも議論が尽くされ

ていないと私は思います。たとえば毛色が違うとか、好みが違うとか違いを見つけ合って、一緒にやれないと言い合って分かれているように思います。私は連帯するということは、どこが一緒でどこが似ているのかという、似ているところ、一緒になれそうなところを見つけ合うことではないかと思っております。それを見つけ合うということを通じて、一緒にどう行動ができるのかということですね。

これから課題として、生活が大変だということは、ここにいらっしゃる皆様方と私たちと全く同じように考えています。大変だと思っていることをどういう形で、運動の中にあらわすのか、そういう議論を避けて通らないで、何とか生活をよくするために、みんなでがんばる、みんなで連帯する、具体的な行動を見つけられたら、一緒にやらなければならぬと私は考えております。(拍手)

主　　な　　討　　論

司会 きょうは、自治労の各組合の役員の方々、県評議会下の労働組合の役員の方、さらに、いのちとくらしを守る共同行動委員会の主要な団体の方々、そして県議員、横浜市議員の皆さん方もお見えいただいております。それぞれ立場が違っておりますが、余り遠慮をなさらずに、こういう場ですから御自由に御発言をいただきたいと思います。発言される前に、所属の団体とお名前をいただきたいと思います。なお、多くの方に発言をしていただきたいと思いますので、5、6分でまとめて御発言をいただければと思います。それではどうぞ。

合成洗剤追放県連絡会

高木 幸枝

昨年、学校給食のカレーの統一献立で、初めて自治労と日教組と消費者団体が手を組んで反対し、統一献立ができなかったという私たちにとっては

非常に成功した運動だったんです。それをきっかけにぜひ、学校給食の問題で三者でやっていきたいと思って働きかけております。行革の中にも学校給食は、費用が削られ、ますます安全性の問題が削られていくと思いますので、今まで以上に協力してやっていきたいと思っています。

それから合成洗剤の方ですが、私どもは市民で、少しばかりの人数でこつこつやっていますけれども、このたび神奈川県が2年間の調査研究の結果、合成洗剤と石けんとは大差ないという発表をされてしまって、非常に困って撤回するよう要求をしています。これは環境の問題としていま行革でだんだん軽視されていくのではないか。食品添加物もそうですけれども、私どもは消費者運動、生活全般の運動をやっていますから、環境保全の問題は非常に大きな問題になってきています。これも自治労の方たちとぜひ手を結んでやっていかなければやれない問題だと思っています。

もう一つ、水の汚染の問題ですけれども、特に水に含まれる有害物質として農薬があります。こ



合洗追放連絡会の高木幸枝さん

とし、田んぼの除草剤の中にダイコクシンが含まれていることが発表になって以来、私たちは除草剤をやめてほしいという運動をしています。せめて私は自治体の中で除草剤を使ってほしくないとあって、市や県に要求はしているんですけども、それは環境の問題だけでなく、それを扱う労働者の健康の問題もありますので、除草剤をまくのではなくて、草は人が取るように自治体側でもそうしてほしいと思います。

いまは安易に除草剤は畑や家庭でもまかれ、団地でも手軽にまかれています。もっと生物の生命、人間だけでなく生き物全体を大切にするという、それが障害者の方たちも大切にするという問題にもつながります。ぜひこれから力を合わせてやっていきたいと思っています。（拍手）

司会 3つの問題で市民と共に闘するようにという市民の側からの呼びかけをいただきました。

そのほかにお受けいたしたいと存じます。

神奈川スモンの会

副会長 古賀照男

いま自治労の方たちの協力、連帯ということで、スモンの闘いで田辺製薬の不買運動に取り組んでいただいて、和解にむけ取り組んだことを高く私も評価いたします。

しかし、薬害問題にどのような展望を持って取り組んでこられたのかというところが不明確です。

現状の緑十字の問題、大鵬薬品、日本ケミファ、こういった似たような形で問題がふき出しています。しかし、なかなかこういう問題をほじくり返すことができないままに、その被害は全国に出て

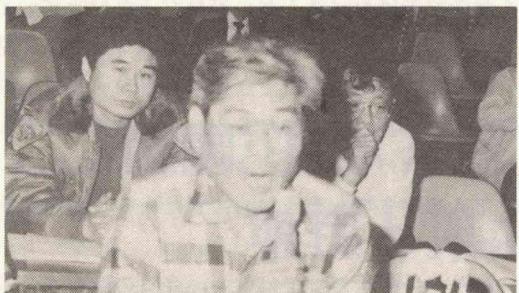
います。過去に自治労の皆さんのお援で勝ち取りました薬事法、これは衆議院においても、与野党一体になって勝ち取ったことは、一步前進だと私は思います。

私が一番問題に思ったのは、日本の法制度は個人を取り締まり、刑に付されることはあります。しかし、企業に対しては、そういう法律はない。ですから個人は、自分で自分の被害をみずから企業に負担させ、補償をさせる方法はない。それが運動とか闘いにならざるを得ない。その辺の展望を自治労の人たちも持っていたら、薬害問題を契機として、本来は医療の変革を勝ち取るのが問題である、と私は思っております。

しかし、最近の臨調の問題は、非常にクローズアップされておりますけれども、実はこの臨調の問題は、5,6年前から私達は感じていました。去年、国際障害者というような形で一つのお祭騒ぎで終わらしていった。交渉をしている中で私が一番感じるのは、教育の問題では54年の養護学校義務化に対して、自治労の取り組みもバックアップが非常に少なかった。あとは地域においての問題で、各単組等々の問題に一体自治労はどれほどの闘いを持つ姿勢を示したか。

また、廃棄物、有機農業、農薬問題など、それぞれが地域の中でこの運動をしております。その辺のところは、自治労の方たちは非常に理解しやすい、情報を得やすい立場であると思います。ゆえに立場で言えば共通です。そのニーズをどのように自治労は受けとめ、どのようにそれを地方財政、行政の中に生かしていくかということがなければ、自治労自身がこの臨調において孤立せざるを得ないのではないかと私は思っております。

私も過去は労働者でしたが、確かに行政の窓口である人たちの大変な労苦というものを私は見、聞き、また話しておって、理解はしているつもりです。自治労は、もっとこういう公開シンポジウムを早く開いて、どんどん住民のニーズを受けとめてほしいものです。実際は、行政官は頭が低くて、どうしようもなく国の中央集権のなすがままになびいて、みずからは何となく、という形できている。その中で臨調問題が出てきてても地方自治体の行政官自身が地方の住民であるという



神奈川スモンの会の古賀照男さん

位置づけがきちっとないので、臨調に対する闘いも非常にむずかしい、厳しい状況になっているんじゃないかと私は判断しております。これから臨調の闘いの中に、いかに広範にわたるニーズを自治労自身が受けとめて、民間労働団体と深く手を握って、地方の独自性を勝ち取っていっていただきたいと思います。

それと障害者の問題なんですけれども、県当局と交渉しているときに、本来なら福祉の担当をやりながら、福祉のことは何もわからない、勉強もしてこないで私らと対話をしてきたので、県庁にその無責任さに対する抗議の座り込みを私はしました。こういった日常的に起きてくる問題提起に対して、自治労はどのように受けとめて、今後的情勢をどのような形で、どのように対応していくのかこれから大きな課題になり、それがまた臨調自身をはねのけて勝ち取っていけるみずからの人権の確立につながると思っております。ぜひそういう形で今後も自治労が取り組んでいただきたいと思います。

(拍手)

司会 広範な問題にわたって、どのように自治労と連帯を進めるか、また、自治労の役割について、かなり貴重な御意見をいただきました。それでは、続いて次の方、どうぞ。

自治労県本部主婦の会

山田 芙美代

きょう公開シンポジウムというむずかしいところへのぞきに来まして、私にわかるかなと思いましたが、大変わかりやすいお話をさせていただき、

感謝しています。

私は家庭において、ことは石油はまだ使ってないんです。実は石油1缶1,900円という高値なわけです。お米をとりましても、9月10月から上がりまして、標準価格米は3,510円ということなんですね。自流通米が5,400円もするという中で、生活が大変苦しくなっております。

私たちの賃金は、実質賃金が目減りする中で大変苦しんでおりますが、家計簿をつけておりますと大体3年ぐらい前から、副食費が1日400円から500円ぐらいということなんですね。それが何年たってもその値段は上がらないんです。この間も家計簿調査をやってみたら、500～600円、しかもその中身はよくない。実際に値段を上げないでやっていくということは、中身を、すき焼きでもいままで中肉だったのをこま切れにしたり並肉にしたりと落しながら、70㌘の切り身が60㌘になったという生活をしていかなくてはならなくなつたと考えるわけです。

私の友だちは最近、3人のうち2人ぐらいはパートという安い賃金で外へ働きに行っています。サラリーマンはどのくらいの昼食を食べているかと私が聞いたら、「大体おそばで、せいぜい500～600円だわね」と言うんです。何を詰めるかというと、食生活を詰めていかなくちゃならない。一番詰めるところはそこだという気がするわけなんです。

次に、婦人も自分の年金を持たなくちゃいけないということで、国民年金に7年ぐらい前に加入了んです。先日、年末調整に記入することし全部納めたかと言われたんですが、ところ



自治労主婦の会の山田芙美子さん

が、お金がなくて納められなかったんです。あわてて区役所へいったところが、2カ月で1万

440 円になるわけです。年間で 6 万 3,000 円になりますと、もうすでに払えなくなっちゃう。年々年金の払う額が上がっていく中で、将来その年金はどういう制度に変わっていくか、本当に苦しい生活が強いられているということなんです。

いま、小さい子供を抱えて外で働けないでいる友だちは内職をやらなくちゃならない。いま、内職のできる控除が 29 万円ということなんです。実際に手に技術がなくてやるとなったら、それぐらいしかできないんです。私の友だちはいま既成服のボタン付けをやっておりますが、夜遅くまでやって、1 カ月稼ぐのに大体 2 万円前後だと。

そういう苦しい生活の中で、私たち自治体に働

く者の家族はお父さんが公務員だとか役所にいると大変肩身の狭い思いをするということをよく聞くんです。民間がいいときには鼻もひっかけられなかったのが、いまになると……。そんな事言わないのでガンバリましょうよと言うんですけれども、PTA の中までもそうなってきたということに気がつきます。

私たちの生活だけではなく、今日の話がありましていろいろな部分を削られ影響をうけるという中で、軍事費などふやすところをふやしているのですから、私たちは働く仲間として、家族も一緒に頑張っていきたいということをこの場でお話させていただきました。

シンポジウムを終えて

まとめのことば

自治労県本部書記長

高野博司

今日は予定の時間を越え熱心にご討論いただきありがとうございました。82 年 7 月に引き続いで 2 回目のシンポジウムを開かせていただきましたが、数多くの団体の皆様の参加をいただき、参加者は 30 団体 110 名となりました。

基調報告の新田先生からは、行政改革のもたらす本質的な問題と私どもがどう対応すべきかについて貴重な提起をいただきました。県評の布川事務局長からは労働者の復権をめざした地域からの運動が必要であることが強調され、ともに闘いをすすめる決意が示されました。また、県消費者の会の端山代表幹事からは、消費者運動と労働運動とが連帶して運動をすすめる意義について、具体的な消費者運動の経験の紹介をまじえて提起をいただきました。

さらに会場の参加者から公務員労働者、特に自治体労働者に対する厳しいご指摘もうけました。

また、この種の「公開シンポジウム」など市民に開かれた話し合いの場を数多くもつようご指摘をう

けました。主催者側としては、今日はあくまでスタートであり、今後横浜だけでなく県内各地域でこのような会合をもちたいと考えております。

自治労としては「行革・地域生活闘争」を推進しようという方針の実践がこれから始まるわけであり、この運動の展開は地域ごとに行われるものです。自治体の仕事は「ゆりかごから墓場まで」といわれるよう、市民生活に直結する仕事をしていますから、その仕事が住民のためになっているかどうか調査研究する運動が自治研活動です。この自治研活動をより専門的にするために、6 年前に今日の共同主催者でもある地方自治研究センターをつくり頭脳センターとしての役割りを果してもらっています。これらの成果をもとに、地域ごとの具体的な運動が「地域生活闘争」としてすすめられることになっているわけです。

今日は時間的制約もあり、十分ではなかったわけですが、今後ともこのような会合を数多く開くことをお約束しながら、この会を終らせていただきます。

（紙面の都合上発言者の一部を割愛させていただきました。文責は編集者にあります。）

1982年11月15日

臨調「基本答申」による 県民と県内自治体への影響

神奈川県地方自治研究センター事務局

はじめに

臨時行政調査会は、1982年7月30日政府に対して行政改革に関する第3次答申（基本答申）を提出した。これをうけて政府は、9月24日「今後における行政改革の具体化方策について」（行革大綱）など行政改革に関連する6つの案件を決定した。この閣議決定のなかには、国鉄再建緊急対策や公務員給与の凍結が含まれていた。

臨時行政調査会の基本答申は、「増税なき財政再建」を基本にしながら、国鉄や電電公社の分割・民営化などさまざまな行政分野にわたって提言をしているが、「小さな政府」をめざすとともに、一方で国民に多くの犠牲を強いる内容となっている。すなわち、基本答申では『増税なき財政再建』の実現のためには、当面の行財政の合理化方策を提起した第1次答申の完全実施が前提となる。まだ実施に移されていない第1次答申の指摘事項は、政府に対し検討をゆだねた事項も含めて、速やかに結論を出し、実施すべきである』（別掲資料1参照）と述べている。第1次答申の完全実施とは、国は医療・年金・福祉・教育などの分野に多くの負担をしきっているからこれを削減すべきだ、ということである。

一方、公務員賃金について答申は『人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定す

べきものである』と述べている。これを受けた政府は、人事院勧告の実施を30余年ぶりに凍結するという重大な決定をしたのである。

このように、臨時行政調査会の基本答申は、国民生活に大きな影響をもたらす内容を含んでいる。この影響が神奈川県民にとって、また県内の自治体にとってどうあらわれるのかを試算してみた。影響を「第1次答申の完全実施」と、「人事院勧告の凍結」の2つに分けて考えてみた。その結果、「第1次答申の完全実施」では400万人の県民と県内自治体に806億8,000万円の影響が出ることが推計され、「人事院勧告の凍結」では県民221万人に1,663億6,000万円の影響が出るものと推計された。両者を合わせると、実に約621万人、2,470億4,000万円にのぼることが判明した。この影響額は、700万県民1人当たり3万5,300円に相当し、230万世帯の1世帯当たり10万7,400円となる。

これらの推計の他に、「財政再建」の問題をめぐって、昭和56、57年度の合計8兆円もの巨額な歳入欠陥の影響は、地方交付税に直接はねかえってくる。57年度だけでも1兆5,000億円もの地方交付税の財源が不足しており、この取り扱いいかんによっては、自治体財政に大きな影響を与えることは明らかである。これらを含めたり、公共事業の抑制や、予想される公共料金の値上げなどを含めると、影響はもっと大きくなるはずである。ここでは、推計できる部分に限定して見ることにした。

第1 臨調第1次答申の完全実施による影響

臨時行政調査会の基本答申では、昨年出された第1次答申の完全実施を求めていることは既に述べた。第1次答申で指摘された事項のなかで、政府が今年度実施をしなかった部分がかなりある。これを、完全実施した場合、予想される影響は別紙1のとおりである。

昨年の10月、当自治研センターでは「第1次答申と概算要求による県民と県内自治体に与える影響」を調査し発表した(81年11月号「月報№47」に掲載)。この経験をふまえながら、政府が第1次答申の実施を見送っている事項をあらいなおして、積み上げを行った(58年度の各省庁の概算要求から予想される影響は別掲資料1参照)。算定の手法は、一定の削減率が明らかな場合は影響の対象となる金額を調べそれに削減率を乗じた。その他の場合は、全国的な削減額をまずしらべ、対象となる人員で割り1人当たりの影響額を算定し、それに県内での対象人員を乗じて影響額の試算をした。県内の対象人員の把握は、公表されている一番新しいものをそれぞれ使用した(別表5以降の各項目参照)。

また、老人保健法は一部修正され成立したので、

当然その修正された数値(外来・1ヶ月400円・入院・被保険者本人15,000円・家族1日300円2ヶ月限度)に直して試算を行った。

さらに、人口急増地域における特例として認められていた義務教育施設の建設費補助金かさあげは、来年3月に終期がくる。第1次答申では地域特例について「終期のきたものについては見直す」とされていたので、特例が廃止されたと仮定して試算に加えた。昭和55年度の県内19市の決算によると、普通建設事業費のうち小学校費と中学校費の国庫支出金は305億円であったので、205億円を学校建設費と推計し補助率が2/3から1/2に下ったものとし、残りの100億円は学校用地取得費とみなし、補助率が1/3から0になったものとして推計した。

この結果、第1次答申の完全実施により、県民に279億6,000万円(対象人員400万人)、県に214億1,000万円、市町村に313億1,000万円、合計で806億8,000万円の影響を与えることが明らかになった。これは、県民1人当たり1万1,500円に相当し、1世帯当たり3万5,100円となる。

第2 人事院勧告の凍結による影響

つぎに、人事院勧告の凍結に伴ない関連して影響が出ると予想される部分を調べた。まず、恩給・年金などの物価スライドに当然影響が出ると思われるし、年金と同じ扱いとなっている児童扶養手当等や生活保護費などにも関係する。さらに、失業対策事業の賃金にも、地域別・産業別最低賃金にも影響するであろうし、来年の生産者米価にも関係が出てくるだろう。これら公務員賃金と関連の深いもののほか、実態として公務員賃金に準じた賃金水準となっている部分にも関連して影響が出てくる。それは、私立の学校や病院、社会福祉施設の職員の賃金、農協の職員の賃金などが考

えられる。

以上のように関連して影響を受けると予想される者の他に、来年の春闘で民間の賃金が抑制されることを想定すれば、ほとんどの国民になんらかの影響を与えることになる。そこで、ほぼ確実に影響を受けると思われる部分だけに限定して、対象となる人数と影響額を調べることにした。

全国的なものと、神奈川県とを別々に調べた結果、別表2のとおりとなった。

1 直接影響をうける者

人事院勧告の対象となる一般職国家公務員のうち5現業職員を除いた給与法適用職員、国会・裁判所の職員や裁判官や自衛官などの特別職が、まず影響を受ける。該当する人員はこの両者で81万1千人である。影響金額は新聞報道によると3,220億円であるが、このなかには地方自治体などに対する人件費補助が含まれている。自治体に対する人件費補助には教員・保健所職員・農業改良普及員などがあり、昭和57年度では約2兆5千億円となっており、この4.5%がうわのせされるはずであった。人件費補助には自治体以外にもあり、推計で約1,500億円の人件費がこの3,220億円のなかに含まれているものと考えられる。

2 国家公務員に準じて 影響を受ける者

政府関係の特殊法人の職員や国家公務員のうち5現業職員についても、人事院勧告の凍結と同様な措置が取られることが予想される。政府関係機関のうち3公社と国家公務員の5現業職員は、今年の春闘で公労委の仲裁裁定により一定の賃上げが認められたが、政府が議決案件として国会に承認をもとめており、まだ議決されていない。これも凍結されるおそれがある。3公社を除いた特殊法人の職員はほぼ国家公務員に準じた扱いとなっており影響はまぬがれない。政府関係機関職員15万2千人、3公社5現業職員115万4千人が影響をうけ、特別会計分690億円、特殊法人分2,480億円がその影響額となる。

ところで、国家公務員の賃金凍結による府県レベルでの影響を調べるには、その府県に国家公務員が何人住んでいるかがわかれれば良いのだが、これを調べる統計がない。市町村レベルなら税金の関係書類を見ればわかるが、県内のすべての市町村を調べるわけにもいかない。そこで、やむをえず人口比率による按分を行ない国家公務員の数を推計した。さらに、全国レベルの影響額から1ヶ月当たりの平均額を求め、その単価に県内国家公務員の推計人数をかけて1年間を17ヶ月分と想定して、県内の影響額を推計した。それによると、県内には13万6千人の国家公務員等がいると推計され、人事院勧告の凍結による影響額は312億1

千万円と推定された。

国家公務員に準じて影響を受けるもののうち、地方公務員がその大きな部分をしめる。地方公務員は必ず国に準じなければならないはずではなく、自治体労働者の賃金決定は自治体の固有の権限である。ところが自治省は、国の賃金凍結の決定に従わない自治体には、特別地方交付税をカットするとか減収補填債の許可を認めないとあって自治体に圧力をかけてきている。自治権の侵害であることは明らかであるが、起債の許可権で首をおさえられている自治体としては、やむなく国並に凍結ということになるであろう。

地方公務員は、都道府県・市町村のはか一部事務組合の職員を含み、一般職・教育職・警察職・企業職のすべてを含んで、全国で334万6千人にものぼる。平均アップ額12,000円として影響額は6,760億円になる。神奈川県内の地方公務員は、県と市町村を合わせて15万9,765人であり、その影響額は326億4千万円にのぼる。

こうして、人事院勧告凍結の公務員労働者全体に与える影響は、対象人数で464万6千人にのぼり、1兆2,460億円となる。神奈川県内では29万6千人、638億5千万円の影響があると推定できる。

3 物価スライドの凍結 などの影響を受ける者

公務員のベースアップに準じて引き上げられた恩給は、人事院勧告の凍結により来年は引き上げが見送られることになるだろう。凍結されると全国で253万人（軍人恩給237.8万人、文官15.2万人）に影響ができるものと予測され、今年の平均アップ額月約3,000円が凍結されると1年間に全国で911億円となる。神奈川県内では、8万6千人が対象となり31億円の影響ができる。

恩給と同様に、各種の公的年金も凍結されるおそれがある。国民年金は今年約1万5千円（月1,300円）引き上げられたが、これが凍結されることにより662万人の拠出制年金受給者と、335万人の福祉年金受給者に影響を与え、影響額も合わせて1,587億円にのぼる。神奈川では、拠出年金受給者21万7千人、福祉年金受給者12万7千

人に影響が及び、合わせて53億7千万円の支給が停止される。

厚生年金・共済年金・船員年金の受給者は642万人である。今年はだいたい国家公務員の高校卒初任給のアップ額がスライドされていることから、月4,000円として計算すると3年金を合わせて4,081億円になる。児童扶養手当、特別児童扶養手当は福祉年金に準じる扱いになっていることから、同様に月1,300円として計算でき、全国で56万人、88億円が支払われなくなる。神奈川でも厚生年金受給者28万5千人、共済年金受給者9万7千人（推計）、船員年金受給者6千人、児童扶養手当などの受給者2万7千人に影響が及び、約185億円が支給されなくなる。

生活保護費は、今年の予算では1級地の4人世帯で8,369円引き上げられたことから、月1人当たり2,000円として計算できる。失業対策事業については、高校卒初任給並に引き上げられるもの（月4,000円）とした。地域・産業別最低賃金、生産者米価についても同様に、高校卒初任給並とみなして試算した。これらの対象範囲は広く、生活保護受給者143万人、失業対策事業従事者10万人、最低賃金の適用が予想される対象者1,781万5千人、農業従事者675万4千人に影響が及び、これだけでも実に公務員並の約1兆2千万円の収入が減らされることになる。

以上の対象者のうち、県レベルでは最低賃金制についての適用範囲をつかむことがむずかしかったため、やむをえず人口比率による按分を行ない対象者の人数を推計した。最賃適用者以外は県レベルで把握できるが、市町村レベルでは厚生年金・共済年金・船員年金などの対象者の把握はむずかしいと思われる。神奈川では、生活保護者以下の4項目に125万人が該当し、約585億円の影響が出るものと推計された。

こうして試算した結果、物価スライドの凍結による影響の範囲は公務員の10倍の人々に及ぶことが判明し、金額でも1兆7,851億円にのぼった。神奈川県レベルでも、対象者が209万4千人、その影響額は860億6千万円となり、これだけでも700万人口のほぼ3割を占めることになる。

4 実態的に公務員に準ずる賃金 であるため影響を受ける者

民間の事業所であっても、その賃金体系が公務員に準ずる扱いとなっているため、人事院勧告の凍結がそのまま影響を及ぼす職種がある。まず、私立の学校の教職員は、ほぼ公務員並の賃金水準であるところからこの影響をうけるであろう。かりに、一定の賃金引き上げを行い公務員の賃金水準を大きく上回ったとしたら、恐らく国からは、学校運営費補助金の削減をするという圧力がかかるであろう。そうなれば不当な干渉だと思っても、賃上げを抑えることになるにちがいない。同様に、社会福祉施設の職員の賃金体系も公務員並のところが多いことから、私学と同じ圧力がかかるおそれがあり、措置費の基準を上回る賃金は失払わないとして賃上げが抑制されるであろう。

公務員と同様な賃金水準であるものはこの他に多くある。たとえば、私立の病院の看護婦やその他の職員がほぼ公務員並である。農業協同組合もそうである。私学、福祉施設、病院、農協などに勤務している人は全国で175万7千人であり、ここに影響がでる。私学では人事院勧告による国家公務員の助手の引き上げ額を、病院には国の看護婦のを、福祉施設では国の用務員のを、農協は国の係員の引き上げ額を使って、1年17ヶ月で計算すると2,517億円の賃金が凍結されることになる。神奈川では、これらの対象者は約12万人、165億円の影響が出るものと試算された。

この他にも公務員並の賃金体系となっている職種はまだあるはずである。商工会議所、社会福祉協議会などがあれば、県や市の外郭団体の独自職員などもそうである。これらをすべて調査することができなかつたため割愛した。細かく調べていけば人事院勧告凍結の影響はもっと広がるであろう。

人事院勧告の凍結による影響の合計

以上の試算を合計すると、全国で約5,300万人に影響を及ぼし、対象となる人は総人口のほぼ半数近くなる。金額では、約3兆3,000億円と巨

額なものとなり、国民経済に与える影響はばかりしない。

神奈川県全体でみると、対象となる人は251万人であり、県民の3分の1以上になる。影響金額は約1,670億円となり、昭和55年の県民雇用者所得が約9兆3,600億円であったことからすると、その1.78%に相当する。県民1人当たり2万3,800円となり、1世帯当たりになると7万2,300になる（以上の試算は82年10月12日発表）

むすび

臨時行政調査会の基本答申による神奈川県民および県内自治体における影響を「第1次答申の完全実施」「人事院勧告の凍結」の2つの側面から

見てきた。この結果は、「はじめに」で述べたように、のべ621万人の県民に、2,470億4千万円もの影響を与えることが明らかになった。臨時のめざす行政改革は、この他、国鉄・電電公社の分割民営化など国民の足と耳を奪うような内容も含まれており、国民にこれだけの犠牲を強いながら一方で防衛費の伸びだけは認めていこうとしている。

鈴木内閣は、人事院勧告凍結などを決定して半月後、「財政再建」のめどがつかないまま、政権を投げ出してしまった。そして今、自民党は国民不在の政権争いで狂奔している。国民生活を忘れて政権抗争をくりひろげる保守政権に決別し、政治の主人公が国民であることを確認できる政治体制づくりこそ、いま必要なことだといえよう。

資料1

影響が予想される臨調答申（第1次、第3次）の概要

1. 臨調「基本答申」 (第3次答申)の骨子

第1部 行政改革の理念

3. 新しい行政の在り方

(2) 行政の果たすべき役割と財政の在り方

イ 増税なき財政再建の推進

(中略)

ここで「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということを意味している。

「増税なき財政再建」の実現のために、当面の行財政の合理化方策を提起した第1次答申の完全実施が前提となる。まだ実施に移されていない第1次答申の指摘事項は、政府に対し検討をゆだねた事項も含めて、速やかに結論を出し、実

施すべきである。

第2部 行政改革の基本方策

第3章 公務員に関する改革方策

2. 給与の在り方

(1) 基本的考え方

ア 労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度、公共企業体等労働委員会（以下「公労委」という。）仲裁制度等は、維持され、尊重されるべきである。

イ 公務員の給与は、民間賃金準拠を基礎とするのが適当である。

ウ 公務員の給与は、人事院勧告等を受けた政府及び国会が、国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定すべきものである。

エ 人事院勧告等の実施に伴う総経費の膨張は、新規採用の抑制、事務・事業の整理、民間委託、定員削減の励行、定員増加をもたらす施策の抑制、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化の積極的推進等により、極力、抑制すべきである。

2. 臨調「第1次答申」の概要

(1) 医 療

国民健康保険給付費を都道府県に一部負担させる
国保の臨時財政調整交付金（老人分）の削減
〃 事務費補助の廃止

医療保険（政管健保他）の事務費補助の廃止
老人保健法の制定 保健事業の取扱い

(2) 年 金

厚生年金の国庫負担の引下げ
国民年金・厚生年金の事務費補助の廃止

老齢福祉年金の国庫負担の取扱い

(3) 福 祉

生活保護費の医療扶助の削減

社会福祉施設の整備運営費の削減

児童扶養手当、特別児童扶養手当の一部を都道府
県負担に

保育所措置費の引き下げ

(4) 教 育

義務教育職員等給与関係費の国なみ水準化
教科書無償貸与の廃止

公立学校整備費の人口急増地域特例の廃止

国立大学運営費・入学金・授業料の値上げ

育英奨学事業、教員の返還免除の廃止

私立大学の経常経費助成の削減

私立高校の経常経費助成の削減

(5) 人件費補助

保健所運営費、農業改良普及事業、職業訓練
費などは2年間で一般財源措置へ移行。

(6) 公業事業

公共事業は原則的にゼロベースとされた。57
年度も同様であった。その結果の対応は物価上
昇による事業費の伸びに追いつけないため、次
のような対応を選択せざるを得なくなる。

① 事業費は下げずにおくので個所数、施設
面積等の減

② 施設水準の低下（単価の切下げ）

③ ①と②の組み合わせとなる。

また、自治体での対応も複雑になる。ゼロベ
ースは実質補助金の減となるから

〔表-1〕

臨調

| 答 申 内 容 | | |
|------------------------------|---|-------------------------|
| 〔医療〕 | 国民健康保険の給付費の一部府県 への肩代わり 国民健康保険の事務費を保険者負 担に | 老人保健法による一部負担の導入 |
| | | 〃 自治体の上のせ 廃止 |
| 〔年金〕 | 厚生年金の国庫負担の一部を保険 者負担に 国民年金・厚生年金の事務費国庫 補助の廃止 | |
| 〔福祉〕 | 児童扶養手当等の給付費の一部を 府県負担に 保育料の費用徴収基準の引き上げ | |
| 〔教育〕 | 義務教育費国庫負担金の国並賃金 基準へ引き下げ 教科書の無償貸与の廃止 | 学校施設費の人口急増地域の特例 措置廃止 |
| 〔補助金〕 | 各省庁ごとに1割削減 | |
| 第1次答申の完全実施 小 計 | | |
| 人事院勧告の凍結によ る影響額 (表-2) 小 計 | | |
| 県民に与える影響 合 計 | | |

（いずれも1年間の金額である。）

- ① 補助金減の分を一般財源の持ち出しとす
る。（超過負担）
- ② 補助金減の分だけ事業の設計変更を行い

「基本答申」による県民と県内自治体への影響

1982年11月 神奈川県地方自治研究センター調べ (単位・億円)

| 県民 | 県 | 市町村 | 合計 | 算定基礎 |
|---------|-------|--------|---------|---|
| 120.0 | | | 120.0 | 県内国保給付費58年度推計 2,400 億円 × 5 % |
| 14.6 | | 14.7 | 29.3 | 全国で 700 億円 ÷ 加入者(1,500 万人) = @1,500 県内 195.1 万人 × 1,500, 負担は県民と市町村の折半とした |
| 26.0 | | | 26.0 | 県内対象者 25 万人, 外来・25万 × 12回 (平均受診率) × @ 400 |
| 36.0 | - 8.4 | - 27.6 | ± 0 | 入院・25万 × 30% (入院率) × 30% (本人) × 15,000 円 " · 25万 × 30% (") × 70% (扶養者) × @300 × 60 日 昨年の推計に基づき平年度化した |
| 83.6 | | | 83.6 | 全国 1,800 億円 ÷ 加入者(2,600 万人) = @ 6,850, × 県内 122 万人 |
| 84.0 | | | 84.0 | 全国 1,740 億円 ÷ 加入者(5,540 万人) = @ 3,140, × 県内 267 万人 |
| | | 10.0 | 12.0 | 22.0 昨年推計どおり |
| 10.8 | | 32.5 | 10.8 | 平均 1,500 円の引き上げ, @1,500 × 措置人員(県内 6 万人) × 12 |
| | | | 32.5 | 県57年度予算の義務教育国庫負担金 650 億円 × 5 % |
| 32.5 | | | 32.5 | 小学生 @ 2,000 × 75.4 万人, 中学生 @ 3,000 × 32.1 万人 |
| | | 134.0 | 134.0 | 55 年度県内都市決算額, 学校建設国庫補助 205 億円 × 10 % " 用地取得費国庫補助 100 億円 → 0 |
| | | 60.0 | 180.0 | 240.0 対象国庫補助金を, 県 592 億円・市町村 1,803 億円と推計 (昨年と同額) × 10 % |
| 279.6 | 214.1 | 313.1 | 806.8 | 県民 1 人当たり 11,500 円, 1 世帯当たり 35,100 円 |
| 1,663.6 | | | 1,663.6 | 23,800 円, 72,300 円 |
| 1,943.2 | 214.1 | 313.1 | 2,470.4 | 35,300 円, 107,400 円 |

影響額の合計は、県民 1 人当たり 3 万 5,300 円、1 世帯当たり 10 万 7,400 円と推計される。

施設水準を引下げる。

- ③ ①と②の組み合わせを行う。
などの措置をとらざるを得なくなる。

個別の自治体での事業計画の延期なども検討されてくる。その結果、公共施設の整備が送れる。

〔表-2〕

人 事 院 勧 告

| 種 別 | 全 国 レ ベ ル | | 神 奈 川 県 レ ベ ル | |
|--------------------|-----------|-----------------|---------------|----------|
| | 対象人員(万人) | 影響金額(億円) | 対象人員(万人) | 影響金額(億円) |
| 1. 直接影響をうける者 | | | | |
| (1) 国家公務員(一般職) | 51.2 | | | |
| (2) 裁判官、自衛官など特別職 | 32.9 | | | |
| 小 計 | 84.1 | 3,220 | | |
| 2. 国公に準じて影響をうける者 | | | ※ 13.6 | 312.1 |
| (1) 政府関係機関職員 | 15.2 | | | |
| (2) 3公社5現業職員 | 114.4 | 2,480 | | |
| (3) 地 方 公 務 員 | 334.6 | 6,760 | 16.0 | 326.4 |
| 小 計 | 464.2 | (1+2) 12,460 | (1+2) 29.6 | 638.5 |
| 3. スライド凍結の影響をうける者 | | | | |
| (1) 恩給受給者 | 253.0 | 911 | 8.6 | 31.0 |
| (2) 国民年金受給者(拠出) | 662.0 | 1,033 | 21.7 | 33.9 |
| 〃 (福祉) | 355.0 | 554 | 12.7 | 19.8 |
| (3) 厚生年金受給者 | 480.0 | 2,304 | 28.5 | 136.8 |
| (4) 共済年金受給者 | 153.0 | 734 | 9.7 | 46.6 |
| (5) 船員保険受給者 | 9.0 | 43 | 0.6 | 2.9 |
| (6) 児童扶養手当受給者 | 46.0 | 72 | 2.0 | 3.1 |
| (7) 特別児童扶養手当受給者 | 10.0 | 16 | 0.7 | 1.1 |
| (8) 生活保護受給者 | 143.0 | 343 | 5.9 | 14.2 |
| (9) 失業対策事業従事者 | 10.0 | 48 | 0.2 | 1.0 |
| (10) 地域最低賃金制適用者 | 1,781.5 | 8,551 | ※ 113.4 | 544.3 |
| (11) 生産者米価適用農業従事者 | 675.4 | 3,242 | 5.4 | 25.9 |
| 小 計 | 4,577.9 | 17,851 | 209.4 | 860.6 |
| 4. 実態的に公務員に準ずる扱いの者 | | | | |
| (1) 私立学校教職員 | 37.4 | 636 | 0.6 | 10.2 |
| (2) 私立病院職員 | 78.3 | 1,065 | 8.9 | 121.0 |
| (3) 私立社会福祉施設職員 | 30.0 | 357 | 1.9 | 22.6 |
| (4) 農業協同組合職員 | 30.0 | 459 | 0.7 | 10.7 |
| 小 計 | 175.7 | 2,517 | 12.1 | 164.5 |
| 合 計 | 約 5,300 | 32,828 | 251.1 | 1,663.6 |

凍結の影響調

1982年10月

神奈川県地方自治研究センター

| 算定基礎 | |
|---|-----------------------|
| 大蔵省推計 | |
| 一般会計分 3,220 億 | |
| 特別会計分 690 | |
| 特殊法人分 2,480 | |
| 小計 6,390 | |
| △地方分 1,500 | |
| 月 $13,500 \times 17 \times$ 人員 | |
| 自治省推計 | |
| 月 $12,000 \times 17 \times$ 人員 (約) | |
| 〃 | |
| 月 $3,000 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $1,300 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $1,300 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 (国公 高卒初任給) | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $1,300 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $1,300 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $2,000 \times 12 \times$ 人員 1級地 $8,369/4$ 人 | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 (国公 初任給) | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 | |
| 月 $4,000 \times 12 \times$ 人員 | |
| | 55年度 県民雇用者所得 93,588億円 |
| 月 $10,000 \times 17 \times$ 人員 (国公 助手) | 影響額 県民雇用所得の 1.78 %減 |
| 月 $8,000 \times 17 \times$ 人員 (国公 看護婦) | 県民1人あたり 23,800円減 |
| 月 $7,000 \times 17 \times$ 人員 (国公 用務員) | 〃 1世帯あたり 72,300円減 |
| 月 $9,000 \times 17 \times$ 人員 (国公 係員) | |
| | ※印は推計である。 |
| | 県人口700万人、230万世帯 |

すべて1年間の推計である。

1982年11月24日

県内都市別の人事院勧告凍結・

臨調「基本答申」による影響額調べ

神奈川県地方自治研究センター事務局

はじめに

臨時行政調査会の「基本答申」が出され、政府が人事院勧告の凍結（勧告実施の見送り）を決めて以来、当自治研センターでは県民と県内自治体全体への影響を調査し、すでに発表してきた（人事院勧告の凍結＝10月、行革の影響＝11月）。その後、これらの影響が都市別にどのように現われるか、引き続き調査を進めてきた。府県レベルの統計数値はいろいろ整備され公表されているが、都市（市町村）レベルの数値はあまりそろっていない。そこで、具体的な数値を把握できるものについては、公表された一番新しいデータを使用し、その他については県レベルの数値を基礎にして人口比例按分による推計を行なうこととした。

例えば、各都市ごとに居住する公務員の数を把握するのには、市民税の特別徴収台帳を全部あたれば分かるはずである。ところが、国家公務員は各省庁別・出先機関別に特別徴収義務者が定められており、地方公務員も同様となっているため、すべてを把握するのにはかなりの時間がかかる。同時に、プライバシーの問題から一般の市民にはこの台帳は見せてもらえない。公表されたものでは、国勢調査の産業別大分類に「公務」という職業分類がある。これによると一般職の公務員は把握できても、国の三公社五現業や地方の公営企業の職員は別の産業分類になっているので、公務員全体の数をつかむことができない。また、厚生年

金や共済年金の受給者も県全体の数はわかつても都市別・市町村別につかむことができない。

そのため、掌握できるかぎりのデータを集めそれを利用し、都市別のデータのないものについては推計によらざるをえなかった。

この結果、県内の都市における人事院勧告凍結と臨調基本答申による影響は、平均で市民1人当たり2万5,700円、1世帯当たり7万8,000円となった。既に発表した県民1人当たり3万5,300円、1世帯当たり10万7,400円と比べてかなり低くなっているが、これは行政の影響のうち県の分を除いたことと、都市別に推計できない部分を除いたためである。以下各項目について個別にみていくこととする。

1. 人事院勧告凍結による影響

公務員などへの影響

人事院勧告の凍結は、まず県内に約30万人いると推計される公務員に直接・間接に影響を及ぼすことは既に発表したとおりである。そこで、各都市に居住する公務員の数が把握できればその影響額が算定できるのだが、前述の理由でなかなかむずかしい。そのため、まず、'80年の国勢調査による都市別の産業大分類「公務」の人員を使った。そして、県内の約30万人と推計される人員からこの「公務」を差し引き、残りの人員について都市

別に人口比例按分を行ない、都市ごとの「公務」に加えていった。

こうして推計された公務員数のなかには、国家公務員も地方公務員も含まれている。県全体の影響額の試算では国と地方と分けて出したが、都市別では分けることができないので、都市別の影響額の推計には地方公務員の平均影響額(月 12,000 円)を使い、一時金を含めて年17ヶ月分の支給として計算を行なった。(表 5-1 参照)

スライド凍結などの影響

つぎに、公務員賃金と同様に、物価スライドが凍結されたものについての推計を行なった。

恩給受給者については、遺族年金などの援護法関係の受給者は都市別につかむことはできるが、軍人恩給や扶助料など恩給法関係については都市別に出されていない。そこで、'82年4月1日現在の県内の恩給等の受給者数を基礎にして、都市ごとの人口比例按分を行なった。影響額は県全体の推計と同様に、月 3,000 円として試算した。

国民年金の受給者は、拠出制・福祉とともに '82 年3月末の数値が出されているので、これを用い、影響額も県全体の推計と同様に、月 1,300 円として都市別に算定した。児童扶養・特別児童扶養手当の受給者も、3月末の数が出されているのでこれを使い国民年金と同様に算定した。

厚生年金・共済年金・船員年金などの受給者は、厚生・船員は県全体の数はわかるが都市別にはわからず、共済は県全体の数も推計になっている。そこで、これら3年金の県全体の数を基礎に、都市別に受給者を人口比例按分し、各年金とも月 4,000 円のスライドが停止されるものとして影響額を推定した。

生活保護受給者については、'81年度末(82年3月)の受給者があるのでこれを用い、月 2,000 円の引き上げが見送られるものとして都市別に算定した。生産者米価も公務員賃金と同様に凍結されるとすれば、農家に影響がある。農家戸数は、'80年の農業センサスの数値を使って、1戸当たり月 2,000 円の影響があるものとして都市別に算定した。さらに、失業対策事業の従事者は、'82年3月末の人員が分かるので、月 4,000 円のアップが見

送られるものとして、該当する都市ごとに算定した。

地域最低賃金制の適用者については、適用される産業別の就業人口はつかめるが、最低賃金の適用を実際に受ける人員は把握できない。やむをえず、県レベルで推計した数値を基礎に、都市別に人口比例按分し、月 4,000 円の影響として推計した。

以上のようにして試算した、物価スライドが凍結された場合の都市別の影響額は、表 5-2 のとおりとなった。

公務員に準ずる扱いなどへの影響

この他に、実態的に公務員と同様の扱いとされているため、私立の学校・病院・福祉施設の職員や農協の職員の賃金に影響がある。これらの施設等の都市別の居住者も把握していく。このため、県全体の人員を基礎に、都市別に人口比例按分を行なった。影響額を算定するにあたって、県全体の試算では個別に計算をしたが、都市別には1人当たり月 8,000 円(4 施設等の平均)として、一時金を含めて年17ヶ月分が凍結されるものとして推計を行なった。(表 5-2)

都市別人勧凍結の影響

公務員、物価スライド、施設等の人事院勧告凍結による影響額の合計は、表 3 のとおり、都市平均で市民1人当たり 2 万 3,300 円、1世帯当たり 7 万 700 円と推計された。県全体の推計=県民1人当たり 2 万 3,800 円、1世帯当たり 7 万 2,300 円と比べてやや低いが、影響単価のおさえ方が少し違ったためである。

市民1人当たり(1世帯当たりも同様)で都市別に見ると、影響の大きい方から横須賀、綾瀬、南足柄、三浦の順番となっており最低が川崎となっている(表 3 参照)。横須賀、綾瀬が特に高いのは、自衛隊の宿舎があるので人口に対して公務員の数が高くなっているためである。また、人口の少ない都市ほど影響額が大きくなる傾向にある。

〔表3〕 都市別・人事院勧告凍結の影響調べ

(単位 円)

| | 人 口 | 人 口 一人あたり額 |
|------|-----------|---------------|
| 横須賀市 | 423,622 | 29,794 |
| 綾瀬市 | 67,341 | 26,305 |
| 町村計 | 333,735 | 24,770 |
| 南足柄市 | 40,517 | 24,746 |
| 三浦市 | 49,110 | 24,538 |
| 伊勢原市 | 72,056 | 24,341 |
| 逗子市 | 57,988 | 23,872 |
| 小田原市 | 179,170 | 23,798 |
| 平塚市 | 219,824 | 23,651 |
| 厚木市 | 155,702 | 23,400 |
| 県 計 | 7,043,141 | 23,400 |
| 都市合計 | 6,709,406 | 23,332 |
| 座間市 | 95,884 | 23,326 |
| 秦野市 | 127,590 | 23,242 |
| 茅ヶ崎市 | 175,727 | 23,211 |
| 海老名市 | 83,598 | 23,206 |
| 横浜市 | 2,812,366 | 22,852 |
| 藤沢市 | 308,398 | 22,833 |
| 相模原市 | 452,495 | 22,801 |
| 大和市 | 170,277 | 22,567 |
| 鎌倉市 | 173,313 | 22,345 |
| 川崎市 | 1,044,428 | 22,151 |

| | 世帯数 | 一 世 帯 あ た り 額 |
|------|-----------|------------------|
| 横須賀市 | 129,017 | 97,827 |
| 綾瀬市 | 19,313 | 91,720 |
| 南足柄市 | 11,006 | 91,097 |
| 三浦市 | 13,712 | 87,882 |
| 町村計 | 97,481 | 84,803 |
| 伊勢原市 | 21,418 | 81,890 |
| 小田原市 | 52,841 | 80,692 |
| 海老名市 | 25,070 | 77,382 |
| 平塚市 | 68,219 | 76,212 |
| 茅ヶ崎市 | 53,677 | 75,987 |
| 厚木市 | 48,558 | 75,033 |
| 逗子市 | 18,496 | 74,844 |
| 秦野市 | 39,859 | 74,398 |
| 相模原市 | 144,320 | 71,491 |
| 県 計 | 2,311,123 | 71,311 |
| 藤沢市 | 99,044 | 71,096 |
| 都市合計 | 2,213,642 | 70,717 |
| 座間市 | 32,071 | 69,737 |
| 大和市 | 55,131 | 69,700 |
| 鎌倉市 | 56,553 | 68,480 |
| 横浜市 | 944,537 | 68,041 |
| 川崎市 | 380,800 | 60,754 |

2. 臨調基本答申(第1次 答申の完全実施)の影響

臨時行政調査会「基本答申」によると、行政改革は去年の第1次答申の完全実施が前提とされている。これが都市別にどんな影響を及ぼすのか、県の分を除いて調査を進めた。都市別に見るとデータの不足が目立ち、人口急増都市への義務教育施設整備費のかさあげ(地域特例)の廃止や、補助金の1割削減など大きな部分が試算できなかつたので割愛せざるを得なかった。

まず、国民健康保険の事務費の国庫補助の廃止であるが、都市別に'82年3月末の国保の加入者数が把握できているので、その数値を使い、県全体の試算と同様に加入者1人当たり年額1,500円として、都市別に算定した。

国民年金、厚生年金の事務費の国庫補助廃止は、それぞれの加入者1人当たり3,140円と推定している。国民年金の加入者は'82年3月末で都市別に把握できるが、厚生年金の加入者は県全体ではつかめるが都市別には出ない。そこで、県全体の厚生年金加入者を都市別に人口比例按分を行ない、それぞれの加入者を都市別に合計し、推計をした。

老人保健法の施行にともない、老人医療に一部負担が導入される。老人医療が無料化の該当者を把握するには、医療費受給者証の交付の数が'82年3月末で都市別にわかるのでこれを使った。老人が毎日1回以上医者にかかるもの(平均受診率・年12回)とし、老人のうち3割の人が入院するものとした(平均入院率30%)。入院する人のうち3割を世帯主(被保険者本人)とみなし、入院の負担金の限度額は15,000円までとし、残りの人(扶養者)が1日300円の負担金を2ヶ月間を限度として支払うものとし、それぞれを合計して試算

(表4) 都市別・行革の影響調べ(含人勧凍結)

(単位 円)

| | 人 口 | 人 口 | 世 帯 数 | 一 世 带 |
|------|-------------------|--------|-------------------|-----------|
| | (57. 4. 1) 現 在 | 一人あたり額 | (57. 4. 1) 現 在 | あたり額 |
| 横須賀市 | 423,622 | 32,263 | 横須賀市 | 129,017 |
| 綾瀬市 | 67,341 | 28,499 | 南足柄市 | 11,006 |
| 町村計 | 333,735 | 27,978 | 綾瀬市 | 19,313 |
| 三浦市 | 49,110 | 27,407 | 三浦市 | 13,712 |
| 南足柄市 | 40,517 | 27,256 | 町村計 | 97,481 |
| 伊勢原市 | 72,056 | 26,866 | 小田原市 | 52,841 |
| 小田原市 | 179,170 | 26,665 | 伊勢原市 | 21,418 |
| 逗子市 | 57,988 | 26,386 | 海老名市 | 25,070 |
| 平塚市 | 219,824 | 26,118 | 平塚市 | 68,219 |
| 県 計 | 7,043,141 | 25,838 | 茅ヶ崎市 | 53,677 |
| 都市合計 | 6,709,406 | 25,732 | 逗子市 | 18,496 |
| 厚木市 | 155,702 | 25,693 | 厚木市 | 48,558 |
| 座間市 | 95,884 | 25,676 | 秦野市 | 39,859 |
| 茅ヶ崎市 | 175,727 | 25,580 | 相模原市 | 144,320 |
| 秦野市 | 127,590 | 25,531 | 県 計 | 2,311,123 |
| 海老名市 | 83,598 | 25,506 | 藤沢市 | 93,044 |
| 藤沢市 | 308,398 | 25,252 | 都市合計 | 2,213,642 |
| 相模原市 | 452,495 | 25,188 | 大和市 | 55,131 |
| 横浜市 | 2,812,366 | 25,179 | 座間市 | 32,071 |
| 大和市 | 170,277 | 24,864 | 鎌倉市 | 56,553 |
| 鎌倉市 | 173,313 | 24,851 | 横浜市 | 944,537 |
| 川崎市 | 1,044,428 | 24,645 | 川崎市 | 380,800 |

した。

保育所については、保育料が月1,500円引き上げられるものとして、都市別の'82年4月1日の措置児童数をつかみ、影響額を算定した。

教育では、義務教育の教科書が有料化されるものとされているので、小学生が2,000円、中学生が3,000円の負担が増加するものとして、'81年5月1日現在の学校基本調査による都市別児童・生徒数を使ってそれぞれ算定した。

臨調基本答申による都市別の影響額は、表5-3(行革基本答申計)のとおりとなった。

む す び

人事院勧告凍結と臨調基本答申による都市別の影響額は、表5-4(総合計)のとおりであり、都市市民1人当たり2万6,000円、1世帯当たり7万

8,000円となった。県全体の県民1人当たり3万5,300円、1世帯当たり10万7,400円と比べてかなり低くなっている。これは、前述のように、県への影響額や地域特例、補助金削減などの数値が除かれているためである。都市別の試算と同じ計算方式で県全体を試算しなおすと、県民1人当たり2万5,800円、1世帯当たり7万8,700円となる。

都市別に人口1人当たりで見ると、人事院勧告の凍結でみた傾向と同じ結果となり、横須賀・綾瀬・三浦・南足柄の順であり、川崎が最後となる。これも、人口の少ない都市ほど影響額が大きくなる傾向まで同じであった。これは、特に地方公務員の数が最低必要人員を確保するため、小さな都市ほど職員1人当たりの人口が高いことと同じ傾向であると推定される。

〔表5-1〕人事院勧告凍結影響調査（単位・人・千円）

| | 公務員(国公・地公含) | | | | 恩給受給者 | | 国民年金(拠出) | |
|------|--------------|------------|------------|--------------------|----------------|-------------------|-------------|-------------------|
| | 80国調 A(人) | 推計 B(人) | 合計 C(人) | 影響額 Cx12,000×17 | 受給者(人) 推計 D | 影響額 D×3,000×12 | 受給者 E(人) | 影響額 Ex1,300×12 |
| 横浜市 | 41,994 | 71,348 | 113,342 | 23,121,768 | 34,168 | 1,230,048 | 77,692 | 1,211,995 |
| 川崎市 | 11,391 | 26,499 | 37,890 | 7,729,560 | 12,690 | 456,840 | 27,615 | 430,794 |
| 横須賀市 | 20,479 | 10,739 | 31,218 | 6,368,472 | 5,143 | 185,148 | 15,812 | 246,667 |
| 平塚市 | 3,649 | 5,575 | 9,224 | 1,881,696 | 2,670 | 96,120 | 7,738 | 120,712 |
| 鎌倉市 | 2,194 | 4,396 | 6,590 | 1,344,360 | 2,105 | 75,780 | 6,779 | 105,752 |
| 藤沢市 | 4,686 | 7,826 | 12,512 | 2,552,448 | 3,748 | 134,928 | 9,482 | 147,919 |
| 小田原市 | 2,296 | 4,539 | 6,835 | 1,394,340 | 2,173 | 78,228 | 9,359 | 146,000 |
| 茅ヶ崎市 | 2,869 | 4,467 | 7,336 | 1,496,544 | 2,139 | 77,004 | 5,304 | 82,742 |
| 逗子市 | 1,160 | 1,465 | 2,625 | 535,500 | 702 | 25,272 | 2,654 | 41,402 |
| 相模原市 | 6,912 | 11,471 | 18,383 | 3,750,132 | 5,494 | 197,784 | 10,273 | 160,258 |
| 三浦市 | 725 | 1,251 | 1,976 | 403,104 | 599 | 21,564 | 3,011 | 46,971 |
| 秦野市 | 1,680 | 3,234 | 4,914 | 1,002,456 | 1,549 | 55,764 | 4,466 | 69,669 |
| 厚木市 | 2,322 | 3,949 | 6,271 | 1,279,284 | 1,891 | 68,076 | 4,762 | 74,287 |
| 大和市 | 2,228 | 4,324 | 6,552 | 1,336,608 | 2,071 | 74,556 | 4,058 | 63,304 |
| 伊勢原市 | 1,211 | 1,823 | 3,034 | 618,936 | 873 | 31,428 | 2,937 | 45,817 |
| 海老名市 | 1,338 | 2,126 | 3,464 | 706,656 | 1,018 | 36,648 | 2,050 | 31,980 |
| 座間市 | 1,790 | 2,430 | 4,220 | 860,880 | 1,164 | 41,904 | 2,275 | 35,490 |
| 南足柄市 | 607 | 1,036 | 1,643 | 335,172 | 496 | 17,856 | 1,851 | 28,875 |
| 綾瀬市 | 2,199 | 1,715 | 3,914 | 798,456 | 821 | 29,556 | 1,478 | 23,056 |
| 都市合計 | 111,730 | 170,212 | 281,942 | 57,516,168 | 81,514 | 2,934,504 | 199,596 | 3,113,697 |
| 町村計 | 5,588 | 8,470 | 14,058 | 2,867,832 | 4,056 | 146,016 | 17,912 | 279,427 |
| 県計 | 117,318 | 178,582 | 296,000 | 60,384,000 | 85,570 | 3,080,520 | 217,508 | 3,393,124 |

80.10.1

82.4.1現在

82.3.31現在

※ 各項目の影響額は千円未満を切り捨ててあるため、合計と端数が一致しない。

| 国民年金(福祉) | | 厚生・共済・船員年金 | | 児童扶養手当 | | 特別児童扶養手当 | |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 受給者 F (人) | 影響額 $F \times 1,300 \times 12$ | 受給者 推計 G (人) | 影響額 $G \times 4,000 \times 12$ | 受給者 H (人) | 影響額 $H \times 1,300 \times 12$ | 受給者 I (人) | 影響額 $I \times 1,300 \times 12$ |
| 48,210 | 752,076 | 154,928 | 7,436,544 | 8,253 | 128,746 | 2,731 | 42,603 |
| 16,299 | 254,264 | 57,540 | 2,761,920 | 3,637 | 56,737 | 1,041 | 16,239 |
| 8,885 | 138,606 | 23,319 | 1,119,312 | 1,501 | 23,415 | 467 | 7,285 |
| 4,724 | 73,694 | 12,106 | 581,088 | 846 | 13,197 | 236 | 3,681 |
| 4,447 | 69,373 | 9,545 | 458,160 | 491 | 7,659 | 113 | 1,762 |
| 5,692 | 88,795 | 16,994 | 815,712 | 902 | 14,071 | 282 | 4,399 |
| 5,148 | 80,308 | 9,855 | 473,040 | 694 | 10,826 | 172 | 2,683 |
| 3,262 | 50,887 | 9,700 | 465,600 | 500 | 7,800 | 128 | 1,996 |
| 1,424 | 22,214 | 3,182 | 152,736 | 170 | 2,652 | 47 | 733 |
| 5,572 | 86,923 | 24,910 | 1,195,680 | 1,561 | 24,351 | 485 | 7,566 |
| 1,679 | 26,192 | 2,716 | 130,368 | 179 | 2,792 | 43 | 764 |
| 2,679 | 41,792 | 7,023 | 337,104 | 358 | 5,584 | 107 | 1,669 |
| 2,712 | 42,307 | 8,575 | 411,600 | 442 | 6,895 | 114 | 1,778 |
| 1,969 | 30,716 | 9,390 | 450,720 | 669 | 10,436 | 175 | 2,730 |
| 1,654 | 25,802 | 3,958 | 189,984 | 209 | 3,260 | 52 | 811 |
| 1,233 | 19,234 | 4,617 | 221,616 | 219 | 3,416 | 96 | 1,497 |
| 1,167 | 18,205 | 5,277 | 253,296 | 335 | 5,226 | 86 | 1,341 |
| 882 | 13,759 | 2,250 | 108,000 | 94 | 1,466 | 24 | 374 |
| 752 | 11,731 | 3,725 | 178,800 | 151 | 2,355 | 46 | 717 |
| 118,390 | 1,846,884 | 369,609 | 17,741,232 | 21,211 | 330,891 | 6,451 | 100,635 |
| 9,184 | 143,770 | 18,391 | 882,768 | 932 | 14,539 | 271 | 4,227 |
| 127,574 | 1,990,154 | 388,000 | 18,624,000 | 22,143 | 345,430 | 6,722 | 104,863 |

82.3.31現在

81年度

81年度

(表5-2) 人事院勧告凍結影響調査

(単位・人・千円)

| | 生活保護 | | 生産者米価措置 | | 失業対策事業 | | 地域最低賃適用者 | |
|------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 受給者 J (人) | 影響額 J×2,000×12 | 農家戸数 K (戸) | 影響額 K×4,000×12 | 従事者 L (人) | 影響額 L×4,000×12 | 適用者 推計M (人) | 影響額 M×4,000×12 |
| 横浜市 | 66,733 | 1,601,592 | 8,117 | 389,616 | 981 | 47,088 | 452,806 | 21,734,688 |
| 川崎市 | 31,159 | 747,816 | 2,764 | 132,672 | 744 | 35,712 | 168,172 | 8,072,256 |
| 横須賀市 | 8,225 | 197,400 | 1,249 | 59,952 | 306 | 14,688 | 68,153 | 3,271,344 |
| 平塚市 | 3,734 | 89,616 | 2,626 | 126,048 | 33 | 1,584 | 35,381 | 1,698,288 |
| 鎌倉市 | 1,908 | 45,792 | 387 | 18,576 | 34 | 1,632 | 27,896 | 1,339,008 |
| 藤沢市 | 3,729 | 89,496 | 1,818 | 87,264 | 35 | 1,680 | 49,669 | 2,384,112 |
| 小田原市 | 3,721 | 89,304 | 3,913 | 187,824 | 16 | 768 | 28,804 | 1,382,592 |
| 茅ヶ崎市 | 2,704 | 64,896 | 1,231 | 59,088 | | | 28,350 | 1,360,800 |
| 逗子市 | 853 | 20,472 | 43 | 2,064 | | | 9,299 | 446,352 |
| 相模原市 | 8,772 | 210,528 | 2,765 | 132,720 | 12 | 576 | 72,803 | 3,494,544 |
| 三浦市 | 977 | 23,448 | 1,117 | 53,616 | | | 7,938 | 381,024 |
| 秦野市 | 1,895 | 45,480 | 2,560 | 122,880 | | | 20,525 | 985,200 |
| 厚木市 | 1,519 | 36,456 | 3,254 | 156,192 | | | 25,061 | 1,202,928 |
| 大和市 | 5,151 | 123,624 | 718 | 34,464 | | | 27,443 | 1,317,264 |
| 伊勢原市 | 893 | 21,432 | 1,946 | 93,408 | | | 11,567 | 555,216 |
| 海老名市 | 1,000 | 24,000 | 1,069 | 51,312 | | | 13,495 | 647,760 |
| 座間市 | 1,017 | 24,408 | 660 | 31,680 | | | 15,422 | 740,256 |
| 南足柄市 | 417 | 10,008 | 1,582 | 75,936 | | | 6,577 | 315,696 |
| 綾瀬市 | 653 | 15,672 | 635 | 30,480 | | | 10,886 | 522,528 |
| 都市合計 | 145,060 | 3,481,440 | 38,454 | 1,845,792 | 2,161 | 103,728 | 1,080,248 | 51,851,904 |
| 町村計 | 3,345 | 80,280 | 10,172 | 488,256 | 0 | 0 | 53,752 | 2,580,096 |
| 県計 | 148,405 | 3,561,720 | 48,626 | 2,334,048 | 2,161 | 103,728 | 1,134,000 | 54,432,000 |

| スライド凍結 の影響 小計 | 私立学校・病院・福祉施設・農協 | | 人 励 凍 結 影響額合計 | 人 口 1人当たり 影響額 | 1世帯 当たり 影響額 |
|------------------|-----------------|---------------------|------------------|---------------------|-------------------|
| | 職員数 推計N(人) | 影 韵 額 N×8,000×17 | | | |
| 34,574,997 | 48,315 | 6,570,840 | 64,267,605 | 22,852 | 68,041 |
| 12,965,251 | 17,944 | 2,440,384 | 23,135,195 | 22,151 | 60,754 |
| 5,263,818 | 7,272 | 988,992 | 12,621,282 | 29,794 | 97,827 |
| 2,804,030 | 3,775 | 513,400 | 5,199,126 | 23,651 | 76,212 |
| 2,123,496 | 2,977 | 404,872 | 3,872,728 | 22,345 | 68,480 |
| 3,768,376 | 5,300 | 720,800 | 7,041,624 | 22,833 | 71,096 |
| 2,451,574 | 3,073 | 417,928 | 4,263,842 | 23,798 | 80,692 |
| 2,170,814 | 3,025 | 411,400 | 4,078,758 | 23,211 | 75,987 |
| 713,898 | 992 | 134,912 | 1,384,310 | 23,872 | 74,844 |
| 5,510,931 | 7,768 | 1,056,448 | 10,317,511 | 22,801 | 71,491 |
| 686,740 | 847 | 115,192 | 1,205,036 | 24,538 | 87,882 |
| 1,665,144 | 2,190 | 297,840 | 2,965,440 | 23,242 | 74,398 |
| 2,000,520 | 2,674 | 363,664 | 3,643,468 | 23,400 | 75,033 |
| 2,107,815 | 2,928 | 398,208 | 3,842,631 | 22,567 | 69,700 |
| 967,159 | 1,234 | 167,824 | 1,753,919 | 24,341 | 81,890 |
| 1,037,464 | 1,440 | 195,840 | 1,939,960 | 23,206 | 77,382 |
| 1,151,806 | 1,646 | 223,856 | 2,236,542 | 23,326 | 69,737 |
| 571,971 | 702 | 95,472 | 1,002,615 | 24,746 | 91,097 |
| 814,897 | 1,162 | 158,032 | 1,771,385 | 26,305 | 91,720 |
| 83,350,708 | 115,265 | 15,676,040 | 156,542,916 | 23,332 | 70,717 |
| 4,618,880 | 5,735 | 779,960 | 8,266,672 | 24,770 | 84,803 |
| 87,969,589 | 121,000 | 16,456,000 | 164,809,589 | 23,400 | 71,311 |

(表5-3) 臨調「基本答申」影響調査(単位・人・千円)

| | 国保事務費補助廃止 | | 国民年金・厚生年金の事務費補助廃止 | | | |
|------|----------------|------------------|-------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| | 国保加入者 O (人) | 影響額 O × 1,500 | 国民年金 加入者 P (人) | 厚生年金加入 者推計 Q (人) | 小計 P + Q = R | 影響額 R × 3,140 |
| 横浜市 | 686,774 | 1,030,161 | 572,495 | 486,329 | 1,058,824 | 3,324,707 |
| 川崎市 | 307,557 | 461,335 | 254,524 | 180,623 | 435,147 | 1,366,361 |
| 横須賀市 | 102,122 | 153,183 | 87,160 | 73,199 | 160,359 | 503,527 |
| 平塚市 | 62,131 | 93,196 | 40,791 | 38,000 | 78,791 | 247,403 |
| 鎌倉市 | 43,462 | 65,193 | 34,563 | 29,962 | 64,525 | 202,608 |
| 藤沢市 | 78,848 | 118,272 | 59,138 | 53,346 | 112,484 | 353,199 |
| 小田原市 | 59,606 | 89,409 | 38,314 | 30,936 | 69,250 | 217,445 |
| 茅ヶ崎市 | 43,207 | 64,810 | 32,417 | 30,449 | 62,866 | 197,399 |
| 逗子市 | 14,006 | 21,009 | 11,034 | 9,987 | 21,021 | 66,005 |
| 相模原市 | 115,900 | 173,850 | 90,390 | 78,193 | 168,583 | 529,350 |
| 三浦市 | 19,972 | 29,958 | 11,591 | 8,526 | 20,117 | 63,167 |
| 秦野市 | 31,045 | 46,567 | 21,931 | 22,045 | 43,976 | 138,084 |
| 厚木市 | 39,777 | 59,665 | 29,650 | 26,917 | 56,567 | 177,620 |
| 大和市 | 47,765 | 71,647 | 33,363 | 29,474 | 62,837 | 197,308 |
| 伊勢原市 | 20,239 | 30,358 | 14,428 | 12,423 | 26,851 | 84,312 |
| 海老名市 | 19,490 | 29,235 | 15,693 | 14,494 | 30,187 | 94,787 |
| 座間市 | 24,863 | 37,294 | 18,026 | 16,564 | 34,590 | 108,612 |
| 南足柄市 | 10,472 | 15,708 | 7,738 | 7,064 | 14,802 | 46,478 |
| 綾瀬市 | 14,748 | 22,122 | 12,005 | 11,692 | 23,697 | 74,408 |
| 都市合計 | 1,741,984 | 2,612,976 | 1,385,251 | 1,160,223 | 2,545,474 | 7,992,788 |
| 町村計 | 208,791 | 313,186 | 72,220 | 57,731 | 129,951 | 408,046 |
| 県計 | 1,950,775 | 2,926,162 | 1,457,471 | 1,217,954 | 2,675,425 | 8,400,834 |

82.3.31現在

82.3.31現在

注(21)=(400×12×S)+(0.3×0.3×15,000×S)+(0.3×0.7×300×60×S)

神奈川県地方自治研究センター

| 老人保健法施行 | | 保育料値上げ | | 教科書無料化の廃止 | | | |
|--------------|-----------|------------|----------------|-----------|-------------|----------|-------------|
| 無料化対象人員 S(人) | 影響額注(21) | 措置児童数 T(人) | 影響額 T×1,500×12 | 小学生 U(人) | 影響額 U×2,000 | 中学生 V(人) | 影響額 V×3,000 |
| 90,521 | 898,873 | 18,244 | 328,392 | 291,299 | 582,598 | 126,596 | 379,788 |
| 28,404 | 282,051 | 9,335 | 168,030 | 100,860 | 201,720 | 41,839 | 125,517 |
| 19,073 | 189,394 | 2,873 | 51,714 | 45,281 | 90,562 | 19,200 | 57,600 |
| 8,243 | 81,852 | 2,299 | 41,382 | 24,163 | 48,326 | 10,027 | 30,081 |
| 8,276 | 82,180 | 1,112 | 20,016 | 17,536 | 35,072 | 9,730 | 29,190 |
| 10,567 | 104,930 | 3,038 | 54,684 | 34,632 | 69,264 | 15,214 | 45,642 |
| 8,448 | 83,888 | 3,459 | 62,262 | 18,097 | 36,194 | 8,163 | 24,489 |
| 6,376 | 63,313 | 1,443 | 25,974 | 19,636 | 39,272 | 8,529 | 25,587 |
| 3,056 | 30,346 | 574 | 10,332 | 5,684 | 11,368 | 2,236 | 6,708 |
| 10,681 | 106,062 | 4,928 | 88,704 | 56,525 | 113,050 | 22,986 | 68,958 |
| 2,448 | 24,308 | 332 | 5,976 | 5,233 | 10,466 | 2,346 | 7,038 |
| 4,282 | 42,520 | 1,136 | 20,448 | 14,360 | 28,720 | 5,233 | 15,699 |
| 3,992 | 39,640 | 1,223 | 22,014 | 18,565 | 37,130 | 6,950 | 20,850 |
| 3,735 | 37,088 | 1,019 | 18,342 | 21,045 | 42,090 | 8,219 | 24,657 |
| 2,597 | 25,788 | 781 | 14,058 | 8,519 | 17,038 | 3,472 | 10,416 |
| 2,100 | 20,853 | 775 | 13,950 | 10,563 | 21,126 | 4,110 | 12,330 |
| 2,293 | 22,769 | 1,091 | 19,638 | 11,650 | 23,300 | 4,582 | 13,746 |
| 1,642 | 16,305 | 455 | 8,190 | 4,614 | 9,228 | 1,941 | 5,823 |
| 1,315 | 13,057 | 427 | 7,686 | 9,621 | 19,242 | 3,746 | 11,238 |
| 218,049 | 2,165,226 | 54,544 | 981,792 | 717,883 | 1,435,766 | 305,119 | 915,357 |
| 16,021 | 159,088 | 3,924 | 70,632 | 36,435 | 72,870 | 15,582 | 46,746 |
| 234,070 | 2,324,315 | 58,468 | 1,052,424 | 754,318 | 1,508,636 | 320,701 | 962,103 |

82.3.31現在

82.4.1現在

81.5.1現在

81.5.1現在

〔表5-4〕 行革・都市別影響額

| | 臨調基本答申 影響額合計 | 総合計 人勧+行革 円 | 人口 (57. 4. 1) 現 在 | 人口按分 % | 人口 1人当たり (円) | 世帯数 (82. 4. 1) 現 在 | 1世帯 当たり (円) |
|------|-----------------|-------------------|-------------------------|-----------|--------------------|--------------------------|-------------------|
| 横浜市 | 6,544,519 | 70,812,125 | 2,812,366 | 39.93 | 25,179 | 944,537 | 74,970 |
| 川崎市 | 2,605,015 | 25,740,211 | 1,044,428 | 14.83 | 24,645 | 380,800 | 67,595 |
| 横須賀市 | 1,045,981 | 13,667,263 | 423,622 | 6.01 | 32,263 | 129,017 | 105,934 |
| 平塚市 | 542,242 | 5,741,368 | 219,824 | 3.12 | 26,118 | 68,219 | 84,161 |
| 鎌倉市 | 434,260 | 4,306,988 | 173,313 | 2.46 | 24,851 | 56,553 | 76,158 |
| 藤沢市 | 745,992 | 7,787,616 | 308,398 | 4.38 | 25,252 | 99,044 | 78,628 |
| 小田原市 | 513,687 | 4,777,530 | 179,170 | 2.54 | 26,665 | 52,841 | 90,413 |
| 茅ヶ崎市 | 416,356 | 4,495,114 | 175,727 | 2.50 | 25,580 | 53,677 | 83,744 |
| 逗子市 | 145,769 | 1,530,079 | 57,988 | 0.82 | 26,386 | 18,496 | 82,725 |
| 相模原市 | 1,079,974 | 11,397,486 | 452,495 | 6.42 | 25,188 | 144,320 | 78,974 |
| 三浦市 | 140,914 | 1,345,950 | 49,110 | 0.70 | 27,407 | 13,712 | 98,159 |
| 秦野市 | 292,039 | 3,257,479 | 127,590 | 1.81 | 25,531 | 39,859 | 81,725 |
| 厚木市 | 356,920 | 4,000,388 | 155,702 | 2.21 | 25,693 | 48,558 | 82,384 |
| 大和市 | 391,133 | 4,233,764 | 170,277 | 2.42 | 24,864 | 55,131 | 76,795 |
| 伊勢原市 | 181,970 | 1,935,890 | 72,056 | 1.02 | 26,866 | 21,418 | 90,386 |
| 海老名市 | 192,281 | 2,132,241 | 83,598 | 1.19 | 25,506 | 25,070 | 85,052 |
| 座間市 | 225,360 | 2,461,903 | 95,884 | 1.36 | 25,676 | 32,071 | 76,764 |
| 南足柄市 | 101,732 | 1,104,347 | 40,517 | 0.58 | 27,256 | 11,006 | 100,341 |
| 綾瀬市 | 147,754 | 1,919,139 | 67,341 | 0.96 | 28,499 | 19,313 | 99,370 |
| 都市合計 | 16,103,905 | 172,646,822 | 6,709,406 | 95.26 | 25,732 | 2,213,642 | 77,992 |
| 町村計 | 1,070,569 | 9,337,241 | 333,735 | 4.74 | 27,978 | 97,481 | 95,785 |
| 県計 | 17,174,475 | 181,984,064 | 7,043,141 | 100.00 | 25,838 | 2,311,123 | 78,743 |

編集後記

□ 明けましておめでとうございます。波乱の83年の幕はあけたが、昨年末のあわただしさは異常。12月24日クリスマスイブの日までストライキ。その日に合同研究会を開催、さらに27日まで会議が続いた。まったく歳の瀬の雰囲気など感じぬままに新年を迎えたようなもの。こんな異常さは昨年で終りにしてもらいたいもの。

□ 長洲知事は新年の挨拶で「何が起きても不思議ではない年」と表現した。そして「沈勇」をもってのぞむ、という。良い意味でも悪い意味でも「激動の一年」と予想し、冷静に物事を見きわめ勇気をもってのぞむ、という意味とか。政治的、経済的、そして社会的にも変動の年となることだろう。

□ 83年は政治決戦の年であると昨年来言われ続けてきたせいか、83年という年を迎える例年のように年の変りにとまどうことはない。この政治決戦は野党が政府自民党にいどむではなく、自民党からしかけられたもの、というのが横山代表理事の分析。受けて立つ野党の足並みの乱れが気になるが、生活の中に政治をとりもどすためガンバラナクチャ……。（上林）

□ 1960年代以降、先進諸国のG N Pに占める公共支出の比重は次第に高まった。しかし、日本の場合は必ずしも国際レベルから言えば「大きな政府」になっていない。1979年度における国際比較（大蔵省・財政統計）を見れば明らか。政府最終消費支出の国民総支出に占める割合は、日本9.9%，アメリカ18.0%，イギリス20.2%，西ドイ

ツ19.8%である。

□ 今日の世界経済の事態は1930年代の恐慌時に匹敵するほど深刻だと言う。「小さな政府、小さな税負担」論に代表されるアメリカのレーガン路線、イギリスのサッチャー路線（最近になって西ドイツのコール路線）の政策の基本骨格は、行財政改革で経費を削減している間に民間企業の活力に経済再建の役割を担ってもらおう、というもの。しかし、このような自由市場理論の焼直しは、1920年代と1930年代の歴史的教訓に無知ではないか。

□ 低成長時代を見越した日本の財界主導の臨調行革路線の基本認識は、日本社会の高齢化により年金問題等の財政問題が深刻になった時に企業負担の増加をできる限り避けよう、という点にある。この日本の財界主導型の行革路線の意図は他の先進資本主義諸国とは違うが、政策的破綻や行革デフレへの懸念は各国共通である。

□ ケインズ派の理論的な国家概念には50年の歴史しかないが、経済政策の有効性が問われている今日、理論上の正確な知識だけでなく、現実へのますます深い洞察が重要ではないか。

（佐藤）

□ 新田先生が基調報告の中で述べられている高齢化社会における老人問題と婦人問題の対立とは、まさにこれから自分の問題としてとらえる必要があるだろう。平均寿命が伸び、婦人の社会進出が増加傾向にありながらも、いまだ老人介護、看護の圧倒的担い手は婦人なのだから……。

□ 今年の干支にふさわしく、ダッシュ開始！

□ 6年余を過ごした自治研センターから県本部へ移動。横山先生をはじめ、私を育ててくださった多くの方々に感謝しつつ、自治体政策と社会保障担当の運動部隊に。（桜井）

1983年1月25日

自治研かながわ月報

第54号（1983年1月号）

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月400円の半年分または1年分をそえてお申しきみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(201)1211, または自治労県本部☎045(681)7821へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価350円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。